

赤井川村 公共施設等 総合管理計画

《令和3年度改訂版》



平成29年3月策定
令和4年3月改訂

目 次

第1章 計画の概要.....	1
1. 計画の背景と目的.....	1
2. 計画の位置づけ.....	2
3. 計画の期間.....	2
4. 対象施設等.....	3
第2章 公共施設等の現況と将来の見通し.....	4
1. 公共施設等の現況.....	4
(1) 公共施設の現況.....	4
(2) インフラの現況.....	7
2. 人口の現況と将来の見通し.....	13
3. 財政の現況.....	14
(1) 歳入.....	14
(2) 歳出.....	14
(3) 財政指標.....	15
4. 公共施設等の修繕・更新等に係る将来の費用の見通し.....	16
(1) 公共施設.....	16
(2) 道路.....	19
(3) 橋りょう.....	20
(4) 簡易水道施設等.....	21
(5) 下水道施設.....	22
(6) 畑地かんがい施設（農業用水管路）.....	23
(7) 公共施設等に係る将来費用の総額.....	24
5. 現状及び課題に関する基本認識.....	25
(1) 人口減少の進展.....	25
(2) 施設の老朽化.....	25
(3) 今後予想される厳しい財政状況.....	25
(4) 地球温暖化対策の推進.....	25
第3章 公共施設マネジメント基本方針.....	26
1. 基本的な考え方.....	26
(1) 「量」に関する基本的な考え方.....	26
(2) 「質」に関する基本的な考え方.....	26
(3) 「コスト」に関する基本的な考え方.....	27
2. 数値目標の設定.....	27
3. 公共施設等のマネジメント方針.....	27
(1) 点検・診断等の基本方針.....	27

(2) 維持管理・修繕・更新等の基本方針	30
(3) 安全確保の基本方針	31
(4) 耐震化の基本方針	34
(5) 長寿命化の基本方針	34
(6) ユニバーサルデザイン化の推進方針	35
(7) 地球温暖化対策の推進方針	35
(8) 施設統廃合の推進方針	35
(9) 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針	36
4. 保有する財産の活用や処分に関する基本方針	36
第4章 施設類型別のマネジメント方針	37
1. 村民文化系施設	37
2. 社会教育系施設	38
3. スポーツ・レクリエーション系施設	38
4. 産業系施設	40
5. 学校教育系施設	40
6. 子育て支援施設	41
7. 保健・福祉施設	42
8. 医療施設	43
9. 行政系施設	44
10. 公営住宅等	45
11. 公園	46
12. 供給処理施設	47
13. その他公共施設	48
14. 道路	48
15. 橋りょう	49
16. 簡易水道等	49
17. 下水道	51
18. 畑地かんがい施設（農業用水管路）	51
第5章 推進方策	52
1. PDCAサイクルの推進方法	52
2. 推進体制	52
(1) 庁内の実施体制	52
(2) 広域的な連携	52
(3) 村民との協働体制	52
3. 地方公会計制度の活用	52

第1章 計画の概要

1. 計画の背景と目的

現在、わが国においては、高度経済成長期から人口増加と社会変化により、公共施設や道路、橋りょう等のインフラの整備が進められてきました。当時から建設された公共施設等の建築年数が30年以上経過し、耐用年数が切れ、この先、大規模改修や修繕、建て替えが必要となってきています。

国全体の財政規模が抑制されている中、社会保障関係費用の増加に伴い、公共施設の整備や維持保全に投ずることができる財源は限られてくることが予想され、保有している公共施設やインフラを今後も全て維持・更新するための財源を確保することは全国的に困難な状況にあります。

こうした状況の中、特に平成24年12月に発生した中央自動車道笹子トンネルの天井板崩落事故は公共施設、インフラの老朽化対策の必要性を強く認識させる契機となりました。

国においては、公共施設やインフラの全体の状況を把握し、長期的な視点を持って更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担を軽減・平準化するとともに、公共施設等の最適な配置を実現することが必要であるとして、平成25年11月に「インフラ長寿命化計画」を公表しました。さらに、平成26年4月、総務省は各地方公共団体に対し、速やかに公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進するための計画（公共施設等総合管理計画）の策定に取り組むよう要請しました。

本村においても、現状の公共施設等の全体を把握し、中長期的な視点を持って、改修・更新、長寿命化などを計画的に推進するため、「赤井川村公共施設等総合管理計画」（以下「総合管理計画」という）を策定し、公共施設及びインフラを管理していくための基本的な方針を定め、公共施設等の適正管理に努めてきました。

その後、国では平成30年2月27日に「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」の改訂を行うとともに、令和3年1月26日には「令和3年度までの公共施設等総合管理計画の見直しに当たっての留意事項について」を発出し、これまで自治体が策定した公共施設等総合管理計画の見直しが図られることとなりました。

また他方、令和2年に政府は2050年までにカーボンニュートラルの達成を目指すことを宣言するなど、国内外で温暖化防止や脱炭素化を推進する動きが加速しています。

現在は公共施設等を整備してきた時代とは社会状況が変化しており、住民や利用者のニーズは多様化しつつあります。また、人口減少や少子高齢化が進行する中で、ますます厳しくなっていく財政状況も今後予想されています。

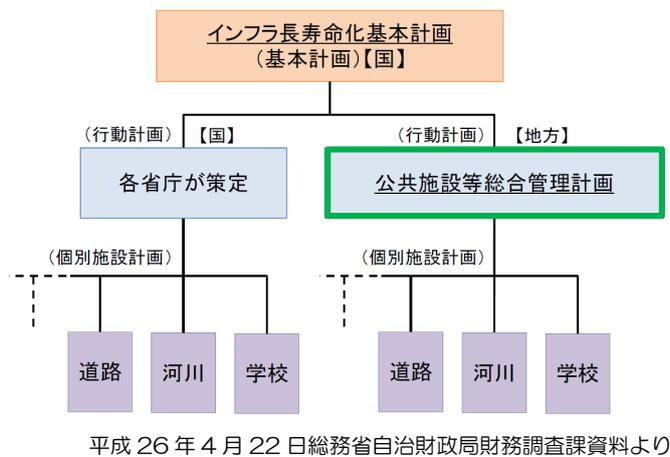
このような問題を考慮しつつ、経営資源の一つである公共施設等の一体的なマネジメントを実施するとともに、人材育成や今後導入される新公会計制度と連動することで、全庁的な取組を推進し、未来を見据えた最適な公共サービスを目指します。

2. 計画の位置づけ

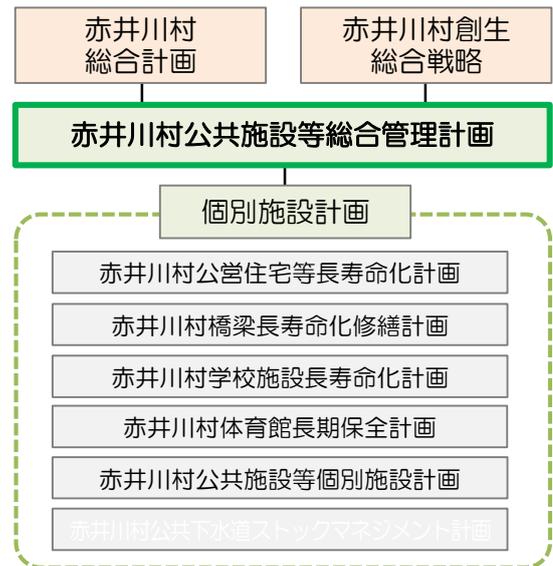
本計画は、平成25年11月に、国で決定された「インフラ長寿命化基本計画」において、地方公共団体における策定が期待されている「インフラ長寿命化計画（行動計画）」に該当し、公共施設等の一体的なマネジメントの方針を示すものとして策定しました。

また、本村の上位計画である「赤井川村総合計画」及び「赤井川村創生総合戦略」を下支えする計画として整合をとるとともに、長寿命化計画等の公共施設に関する個別施設計画については、本計画を上位計画と位置づけ、本計画の方針と整合をとります。

■国の計画と本計画の関係



■本村の各種計画と本計画の関係

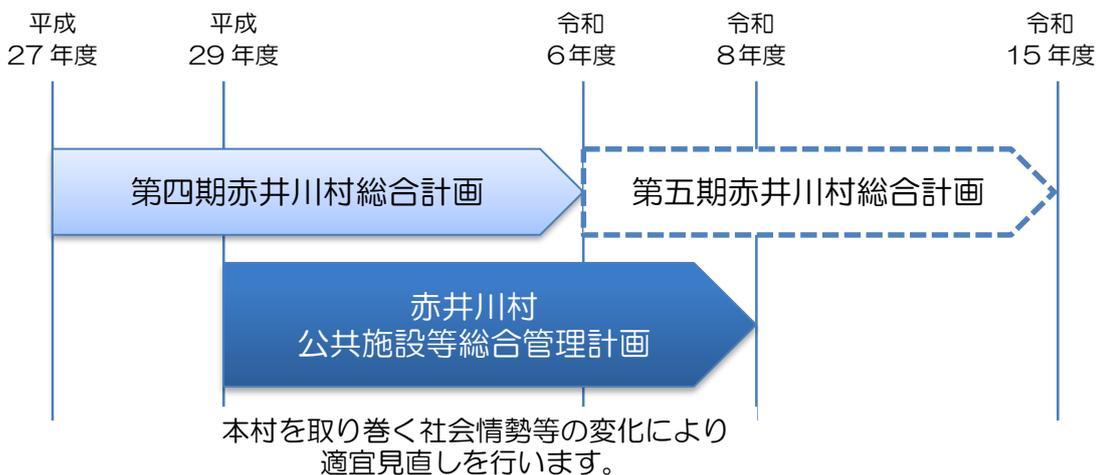


3. 計画の期間

本計画の計画期間は平成29年度から令和8年度までの10年間とします。また、公共施設等の寿命が数十年に及び中長期的な視点が不可欠であることから、令和4年度から令和43年度までの40年間の将来推計を行います。

策定した計画については、歳入減や歳出増加、制度改正など、本村を取り巻く社会情勢等に変化が生じた場合に適宜見直しを行うこととします。

■本計画の計画期間



4. 対象施設等

本計画の対象施設は、道路、橋りょう、公園、簡易水道、下水道などのインフラ、公営住宅、小中学校、村民利用施設、庁舎等の公共施設（普通財産を含む）とします。

区分	大分類	中分類
公共施設	村民文化系施設	集会施設
		文化施設
	社会教育系施設	博物館等
	スポーツ・レクリエーション系施設	スポーツ施設
		レクリエーション施設・観光施設
		保養施設
	産業系施設	産業系施設
	学校教育系施設	学校
		その他教育施設
	子育て支援施設	保育施設
	保健・福祉施設	高齢福祉施設
		その他社会福祉施設
	医療施設	医療施設
	行政系施設	庁舎等
		その他行政系施設
	公営住宅等	公営住宅
		教員住宅
職員住宅		
村有住宅		
公園	公園	
供給処理施設	供給処理施設（ゴミ処理施設等）	
その他公共施設	その他公共施設	
インフラ	道路	道路
		橋りょう
	上下水道	簡易水道施設
		下水道施設
	その他インフラ	畑地かんがい施設

第2章 公共施設等の現況と将来の見通し

1. 公共施設等の現況

(1) 公共施設の現況

①施設分類別の保有状況

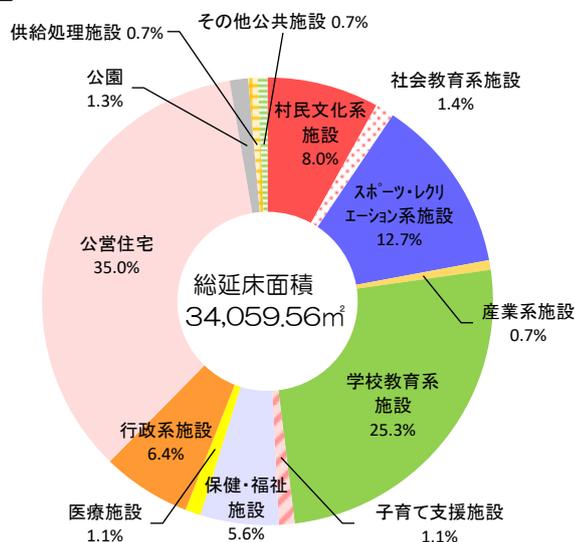
令和3年3月末現在、本村が保有している公共施設の総延床面積は34,059.56㎡です。このうち、公営住宅等（35.0%）、学校教育系施設（25.3%）の2つの施設分類で公共施設の総延床面積の60.3%を占めています。

■施設分類別延床面積と面積割合

大分類	平成27年度※1		令和2年度※2	
	延床面積(㎡)	面積割合(%)	延床面積(㎡)	面積割合(%)
村民文化系施設	2,733.10	8.2	2,733.10	8.0
社会教育系施設	464.00	1.4	464.00	1.4
スポーツ・レクリエーション系施設	4,201.77	12.6	4,316.40	12.7
産業系施設	238.55	0.7	238.55	0.7
学校教育系施設	8,627.39	25.9	8,627.39	25.3
子育て支援施設	387.05	1.2	387.05	1.1
保健・福祉施設	1,917.49	5.8	1,917.49	5.6
医療施設	373.84	1.1	373.84	1.1
行政系施設	2,179.65	6.5	2,179.65	6.4
公営住宅等	11,243.98	33.8	11,903.11	35.0
公園	452.41	1.4	452.41	1.3
供給処理施設	232.30	0.7	232.30	0.7
その他	234.27	0.7	234.27	0.7
合計	33,285.80	100.0	34,059.56	100.0

※1：平成28年3月末現在、※2：令和3年3月末現在

■施設分類別面積割合

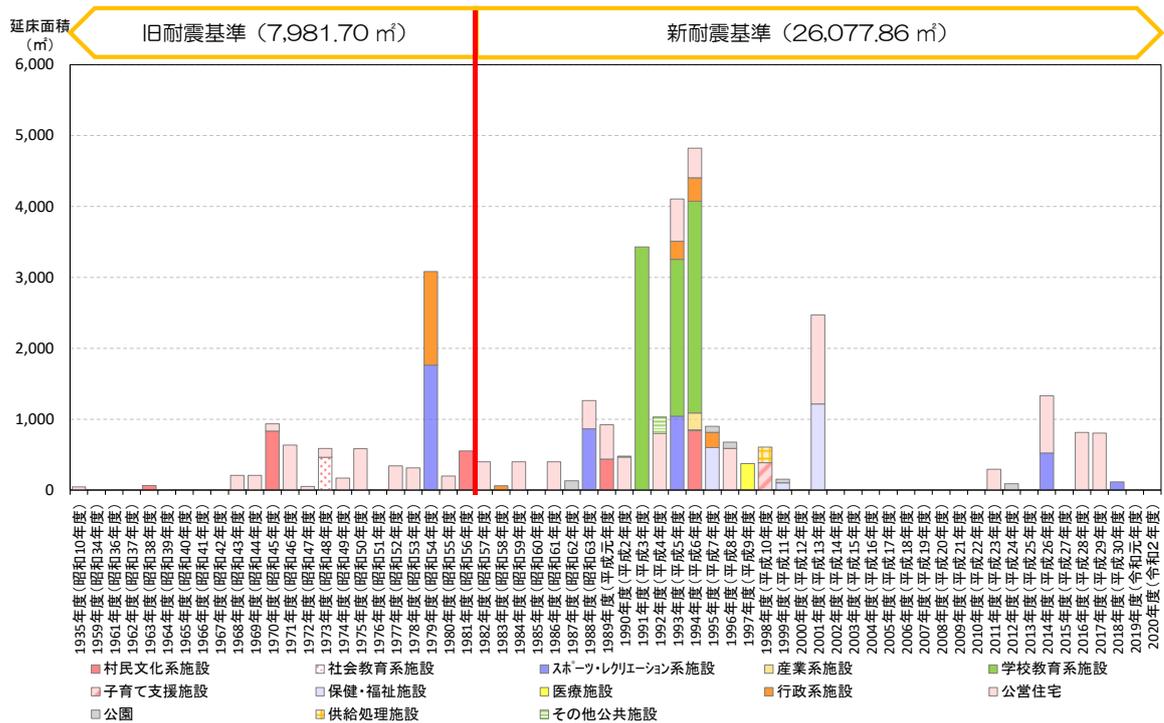


②年度別の整備状況

本村が保有している公共施設は、昭和40年代に建設された公営住宅をはじめ、昭和50年代は役場庁舎及び体育館などが整備されてきました。その後、平成3年度から平成6年度にかけて小中学校の建て替え、平成13年度には健康支援センター等の保健福祉施設及び悠友団地が整備されています。

このうち、昭和56年以前に建築された旧耐震基準の施設は7,981.70㎡、昭和57年以降の新耐震基準で建築された施設は26,077.86㎡となっています。

■公共施設の建築年度別延床面積



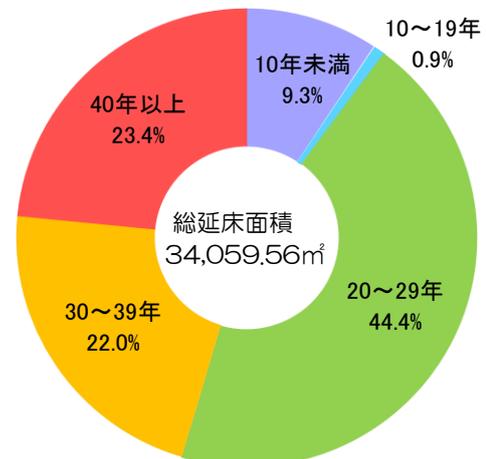
③経過年数の状況

本村が保有している公共施設は、令和3年3月末現在、建築後40年以上経過した施設の総延床面積が23.4%となっており、10年後にはその割合が45.4%になると見込まれます。

■経過年数別延床面積と割合

経過年数	延床面積 (㎡)	割合 (%)
10年未満	3,153.67	9.3
10～19年	299.28	0.9
20～29年	15,142.11	44.4
30～39年	7,482.80	22.0%
40年以上	7,981.70	23.4%
合計	34,059.56	100.0%

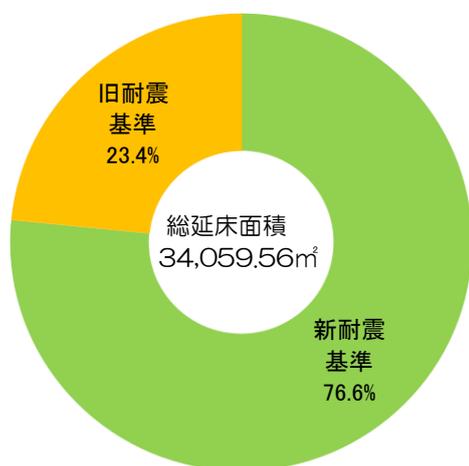
※令和3年3月末現在



④耐震化の状況

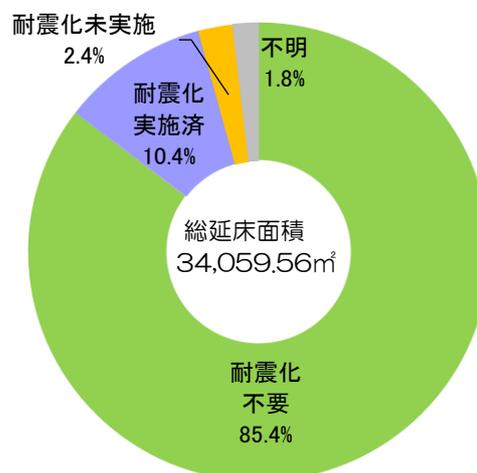
公共施設のうち、新耐震基準で建設された建物の総延床面積は全体の76.6%、旧耐震基準は23.4%です。耐震化の状況は、耐震化不要が85.4%、耐震化実施済は10.4%となっており、合計95.8%の建物が新耐震基準に準ずる耐震性を有しています。

■耐震基準別の状況



※令和3年3月末現在

■耐震化の状況



※令和3年3月末現在

⑤減価償却の状況

減価償却率の推移を全体でみると、平成28年度の51.2%から令和2年度には57.3%となっており減価償却が進んでいることがうかがえます。

令和2年度の減価償却率を大分類別でみると、社会教育系施設は100.0%で税法上の耐用年数を迎えているほか、産業系施設は95.5%と高い状況です。

大分類	減価償却率(%)				
	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
村民文化系施設	44.5	46.5	48.4	50.2	52.2
社会教育系施設	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
スポーツ・レクリエーション系施設	41.9	43.1	44.4	47.9	44.4
産業系施設	94.5	94.7	95.0	95.2	95.5
学校教育系施設	51.1	53.3	55.5	57.4	59.6
子育て支援施設	40.7	41.5	43.7	46.0	48.8
保健・福祉施設	35.9	38.0	40.0	42.0	44.1
医療施設	49.2	51.8	54.4	57.0	59.6
行政系施設	49.6	51.8	53.9	56.0	58.2
公営住宅等	52.0	41.8	43.1	45.4	50.0
公園	73.4	76.1	78.8	81.4	84.0
供給処理施設	75.4	81.2	81.9	85.5	88.4
その他	50.1	47.8	50.3	52.9	55.4
合計	51.2	51.1	52.9	55.2	57.3

⑥過去に行った対策の実績

本計画策定時から令和3年度改訂版の策定までに実施した公共施設への主な対策の概要は以下のとおりです。

■年度別の対策概要

年度	主な内容
平成28年度	・村営都団地建替
平成29年度	<ul style="list-style-type: none"> ・道の駅あかいがわ施設環境整備 ・一般廃棄物最終処分場施設浸出水処理施設PLC更新 ・赤井川へき地保育所屋上防水改修 ・体育館屋根改修 ・保養センター源泉ポンプ交換 ・赤井川団地建替
平成30年度	<ul style="list-style-type: none"> ・道の駅あかいがわ多目的機能施設新築 ・都住民センター集会場床改修 ・庁舎塔屋防水改修 ・赤井川中学校軒天井改修 ・赤井川小学校物置改修 ・赤井川小学校屋根改修 ・桜団地バルコニー手摺改修
令和元年度	・桜団地バルコニー手摺改修
令和2年度	・緑丘団地全面的改善改修
令和3年度	<ul style="list-style-type: none"> ・火葬場施設改修工事 ・中央団地個別改善改修工事 ・悠友団地個別改善改修工事 ・体育館ホール及び多目的トイレ改修

(2) インフラの現況

①道路

本村が管理している道路は、幹線村道、その他の村道の合計で実延長約138kmです。このうち、その他の村道が実延長約94kmで村道全体の68.4%、面積約110万㎡で村道全体の64.8%と多くの割合を占めています。

■道路分類別延長と面積

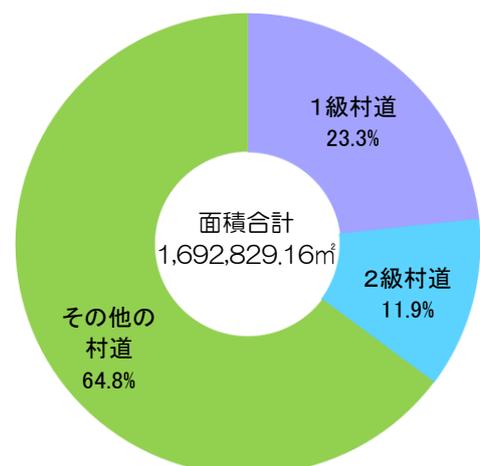
分類	実延長		道路面積	
	合計 (m)	割合 (%)	合計 (㎡)	割合 (%)
1級村道	23,896.22	17.4	394,578.03	23.3
2級村道	19,580.67	14.2	201,234.66	11.9
その他の村道	94,080.06	68.4	1,097,016.47	64.8
合計	137,556.95	100.0	1,692,829.16	100.0

※令和3年3月末現在

■道路実延長の割合



■道路面積の割合



②橋りょう

本村が管理している橋りょうは、全64橋、総面積約6.1千㎡です。このうち、橋種別の面積をみると、鋼橋が53.0%で多くの割合を占めています。

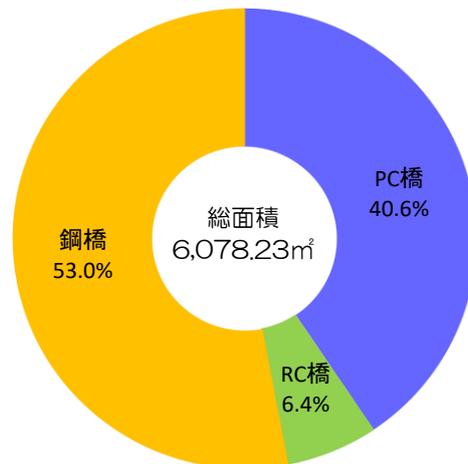
架設年度をみると、昭和40年代後半から昭和50年代前半及び昭和63年に整備された鋼橋の面積割合が多くなっています。

令和3年3月末現在、建築後50年以上の橋りょうは16.4%ですが、10年後にはその割合が46.4%になると考えられます。

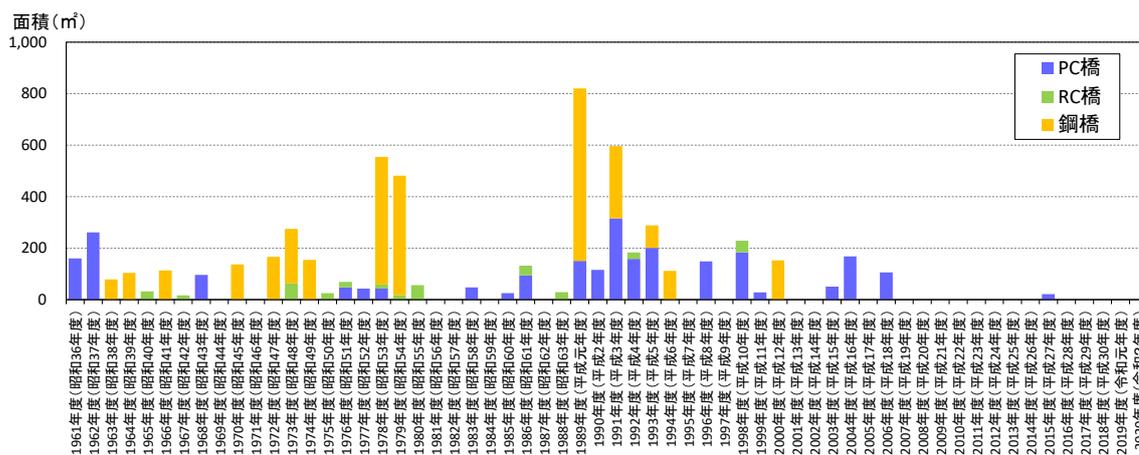
■構造別橋りょう数と面積割合

構造	橋りょう数	面積 (㎡)	面積割合 (%)
PC 橋	26	2,465.69	40.6
RC 橋	16	386.32	6.4
鋼橋	22	3,226.22	53.0
合 計	64	6,078.23	100.0

※令和3年3月末現在



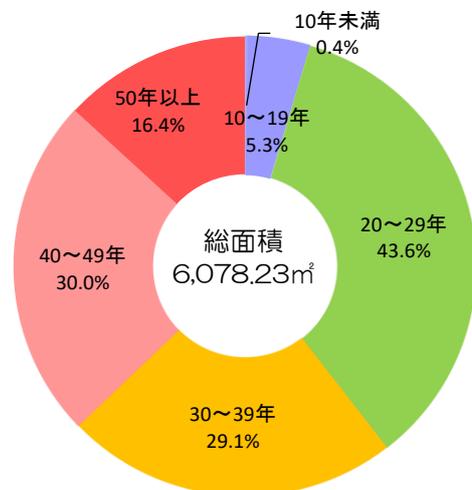
■整備年度別橋りょう面積



■経過年数別橋りょう面積と割合

経過年数	面積 (㎡)	割合 (%)
10年未満	21.75	0.4
10～19年	324.36	5.3
20～29年	1,142.34	43.6
30～39年	1,766.89	29.1
40～49年	1,824.46	30.0
50年以上	998.43	16.4
合 計	6,078.23	100.0

※令和3年3月末現在



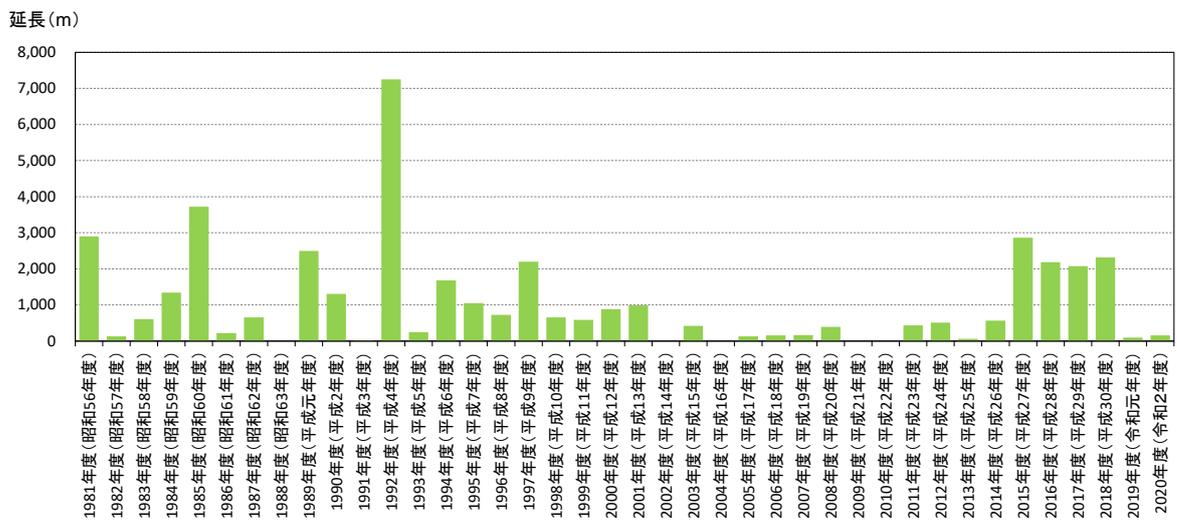
③簡易水道施設等

本村は村内7地区に浄水場、ポンプ室などの簡易水道施設及び専用水道、飲料水供給施設、簡易給水施設が7施設整備されています。また、水道を家庭等に運ぶ管路は、総延長約42kmとなっています。

布設から40年以上経っている管路が全体の6.9%ですが、10年後にはその割合が31.8%となり布設替えが必要になると考えられます。

普及率は99.36%で北海道全体の普及率98.1%（平成30年3月末現在）よりも高い状況です。

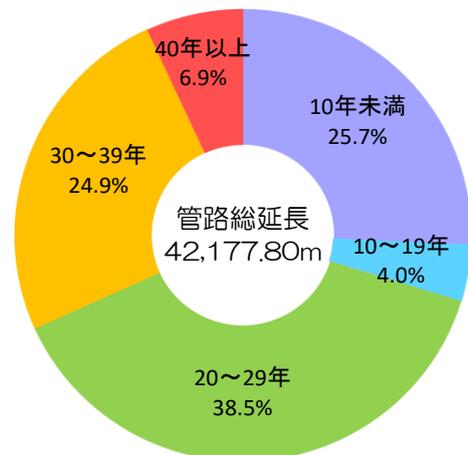
■管路種類別整備年度



■経過年数別管路延長と割合

経過年数	管路延長 (m)	割合 (%)
10年未満	10,833.80	25.7
10～19年	1,697.00	4.0
20～29年	16,261.00	38.5
30～39年	10,492.00	24.9
40年以上	2,894.00	6.9
合計	42,177.80	100.0

※令和3年3月末現在



④下水道施設

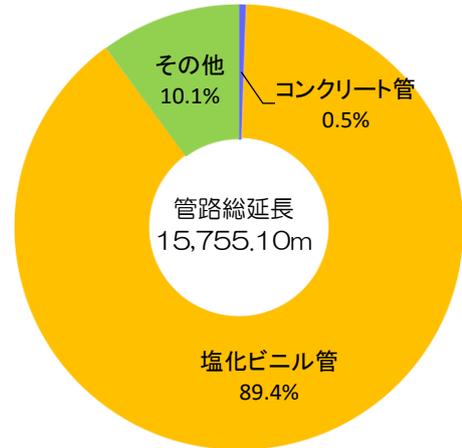
本村が所有する下水道施設は、あかいがわアクアクリーンセンターが下水処理施設として平成11年度に整備されました。また、下水道管路は総延長約16kmとなっており、令和3年3月末現在の普及率は64.43%、接続率は92.31%となっています。

管路は平成9年から整備されており、布設から20年以上の管路は全体の89.1%となっています。

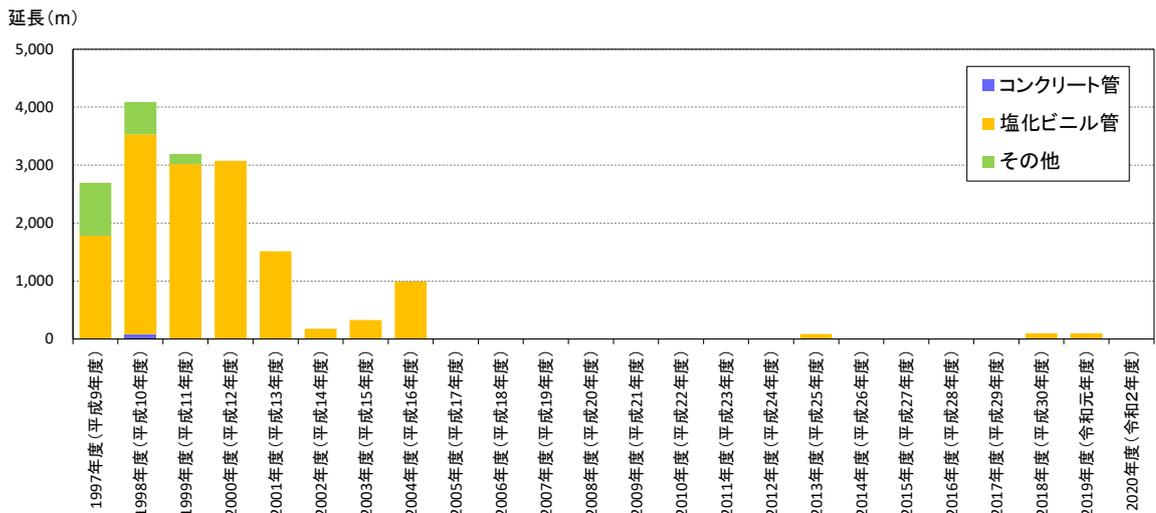
■管路種類別延長と割合

種類	管路延長 (m)	割合 (%)
コンクリート管	81.50	0.5
塩化ビニル管	13,687.40	86.9
その他	1,986.20	12.6
合計	15,755.10	100.0

※令和3年3月末現在



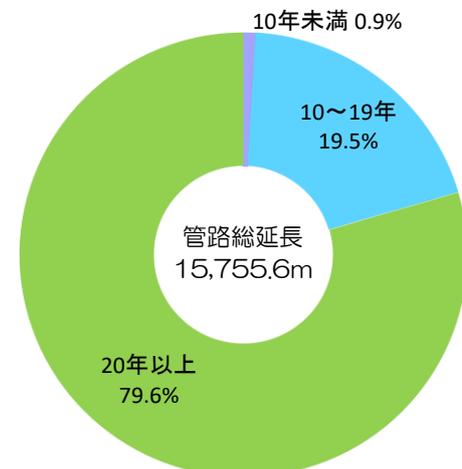
■管路種類別整備年度



■経過年数別管路延長と割合

経過年数	管路延長 (m)	割合 (%)
10年未満	149.3	0.9
10~19年	3,079.2	19.5
20年以上	12,526.6	79.6
合計	15,755.6	100.0

※令和3年3月末現在



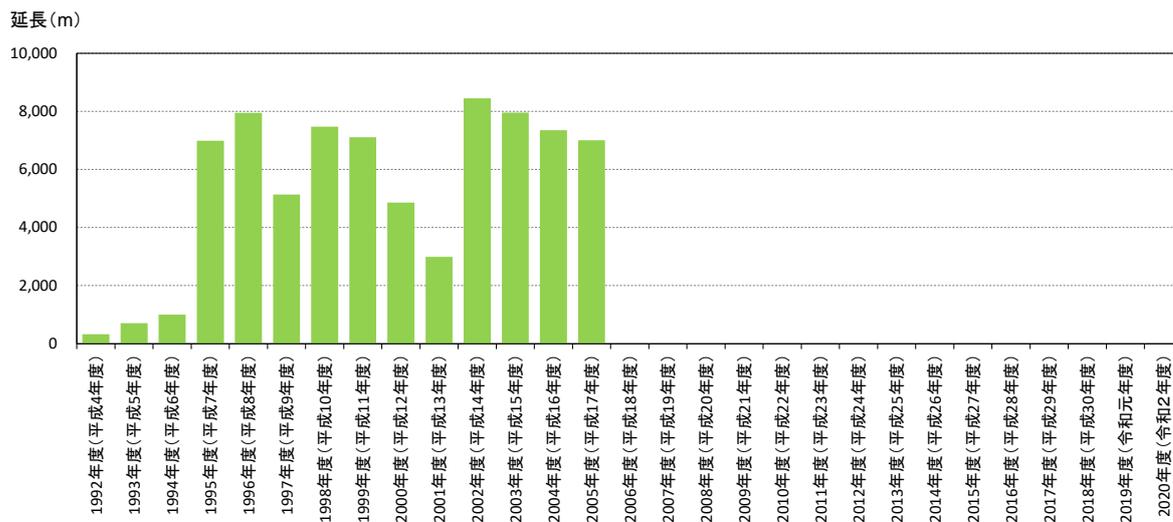
⑤畑地かんがい施設（農業用水管路）

畑地かんがい施設（農業用水管路）は道営事業として整備が進められ、平成17年度の完成後に本村が管理しています。

平成4～17年度までの14年間で管路は総延長約75kmが整備され、令和3年度3月末現在の管路の経過年数は、10～19年が40.8%、20～29年が59.2%となっています。

整備された管路の延長は年平均で約5.4kmに及ぶため、管路の耐用年数を迎える時期には、布設替えの費用負担が大きくなることが課題になると考えられます。

■管路種類別整備年度



■経過年数別管路延長と割合

経過年数	管路延長 (m)	割合 (%)
10年未満	0	0.0
10～19年	30,747.89	40.8
20～29年	44,523.52	59.2
合計	75,271.41	100.0

※令和3年3月末現在



⑥過去に行った対策の実績

本計画策定時から令和3年度改訂版の策定までに実施したインフラへの主な対策の概要は以下のとおりです。

■年度別の対策概要

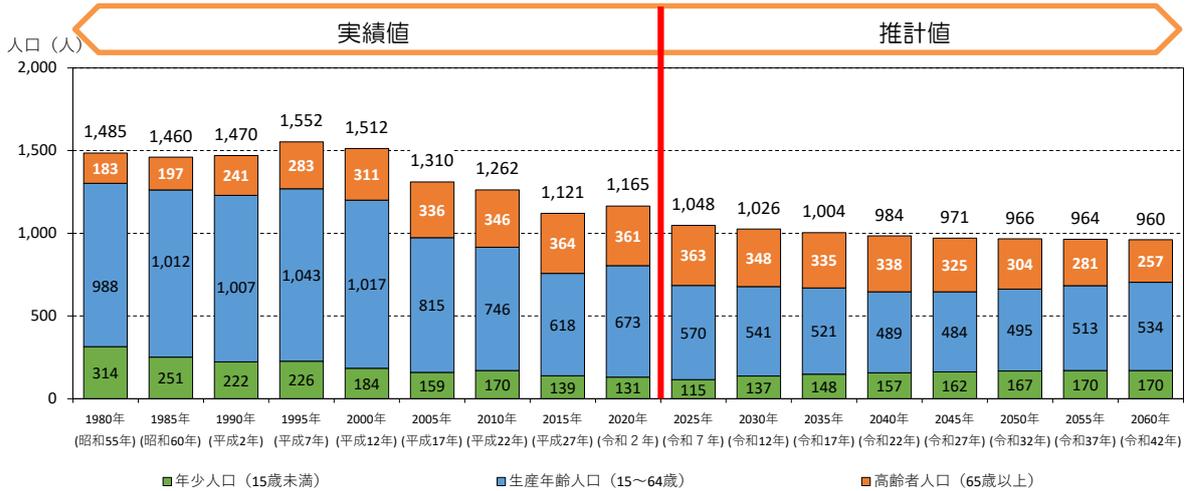
年度	主な内容
平成28年度	<ul style="list-style-type: none"> 富田線道路改良工事 旭橋補修工事 都地区簡易水道配水管布設替工事 落合地区簡易水道施設配水管新設工事 量水器取替工事
平成29年度	<ul style="list-style-type: none"> 都団地通り線道路改良工事 富田線道路改良工事 橋梁補修工事 都地区簡易水道配水管布設替工事 常盤地区専用水道配水管布設替工事 曲川地区簡易給水施設配水管布設替工事
平成30年度	<ul style="list-style-type: none"> 富田線道路改良工事 土木沢線道路災害復旧工事 橋梁補修工事 常盤地区簡易水道浄水場配管交換工事 赤井川地区簡易水道町内東線配水管新設工事
令和元年度	<ul style="list-style-type: none"> 富田線道路改良工事 橋梁補修工事 赤井川地区簡易水道町内東線配水管新設工事
令和2年度	<ul style="list-style-type: none"> 富田線道路改良工事 都外灯設置工事 橋梁補修工事 常盤地区簡易水道井戸改修工事 都地区簡易水道配水管布設替工事 赤井川村簡易水道事業施設ポンプ等更新工事
令和3年度	<ul style="list-style-type: none"> 富田線道路改良工事 村道区画線工事 村道舗装補修工事 村道側溝清掃等及び支障木伐採工事 村道都公園通り循環線排水流末処理工事 橋梁補修工事

2. 人口の現況と将来の見通し

本村の国勢調査による人口は、平成7年の1,552人から減少傾向が続いていましたが、令和2年は増加に転じ1,165人となっています。赤井川村人口ビジョン（改訂版）の独自推計の結果では、今後はゆるやかな人口減少が続くと予想され、令和42年には960人になると推計しています。

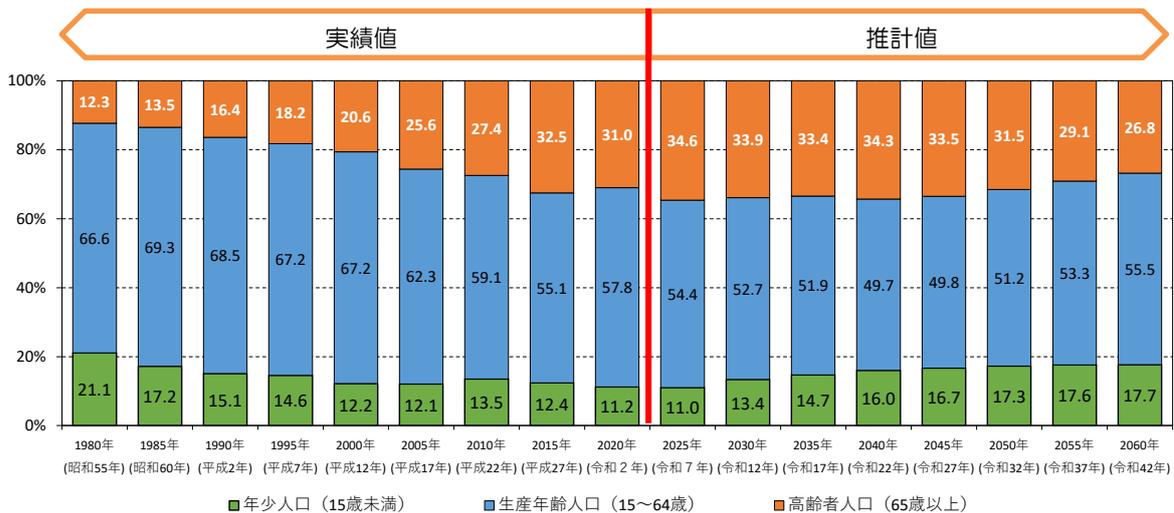
年齢3区分別の人口をみると、今後年少人口は増加傾向となる一方、これまで増加を続けてきた高齢者人口は今後減少に転じると予測しています。

■総人口及び年齢3区分別人口の推移



出典：令和2年まで／国勢調査、令和7年以降／赤井川村人口ビジョン（改訂版）

■年齢3区分別人口割合の推移



出典：令和2年まで／国勢調査、令和7年以降／赤井川村人口ビジョン（改訂版）

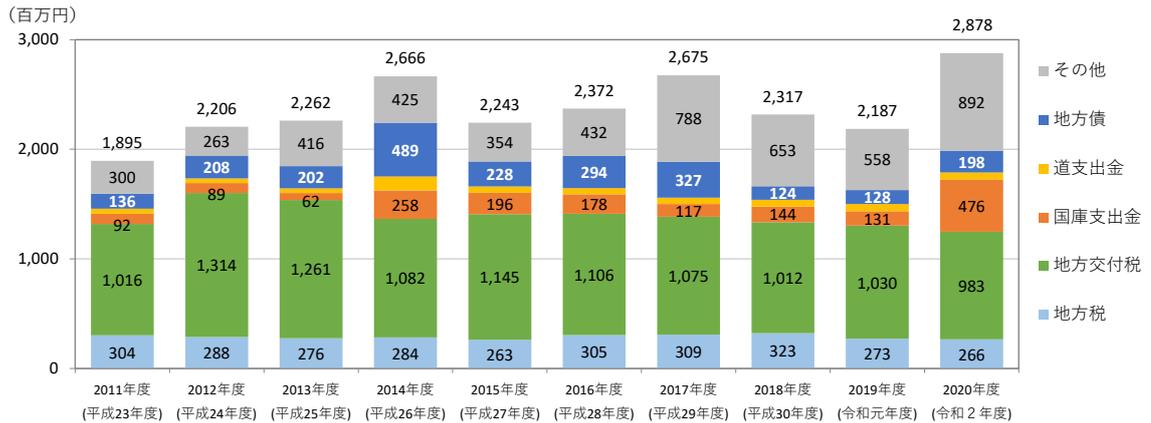
3. 財政の現況

(1) 歳入

平成23年度～令和2年度の歳入総額は令和2年度の28億7,834万円が最も多く、平均では23億7,010万円となっています。令和2年度における歳入総額の内訳をみると、地方交付税が34.1%で最も多くなっています。

地方税は年によって増減はありますが、平成30年度以降は減少傾向となっています。

■歳入決算額の推移（一般会計）



出典：赤井川村

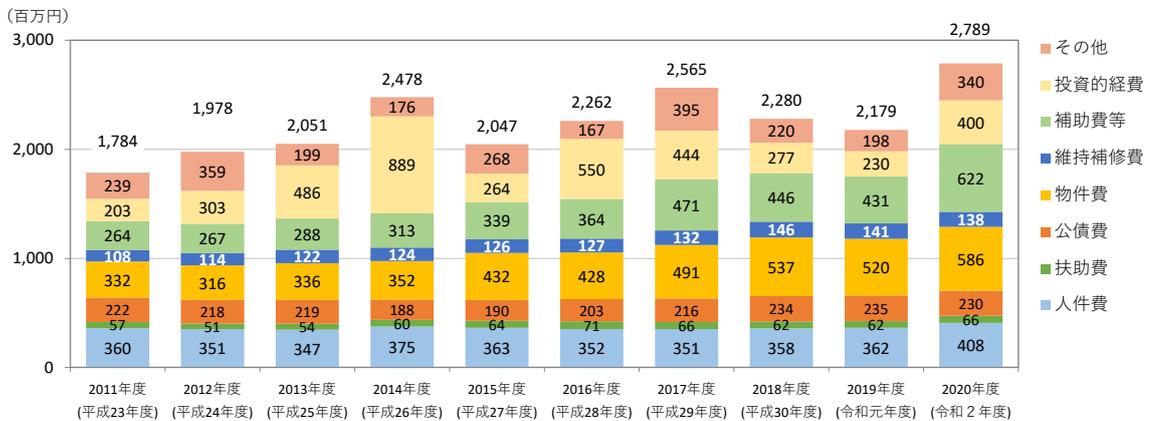
(2) 歳出

①歳出の現況

平成23年度～令和2年度の歳出総額は令和2年度の27億8,903万円が最も多く、物件費及び補助費が例年よりも多いことがその要因となっています。また、歳出総額の平均は22億2,415万円となっています。

令和2年度における歳出総額の内訳をみると、物件費と補助費等の合計は12億730万円で歳出総額の43.3%を占めています。

■歳出決算額の推移（一般会計／性質別）



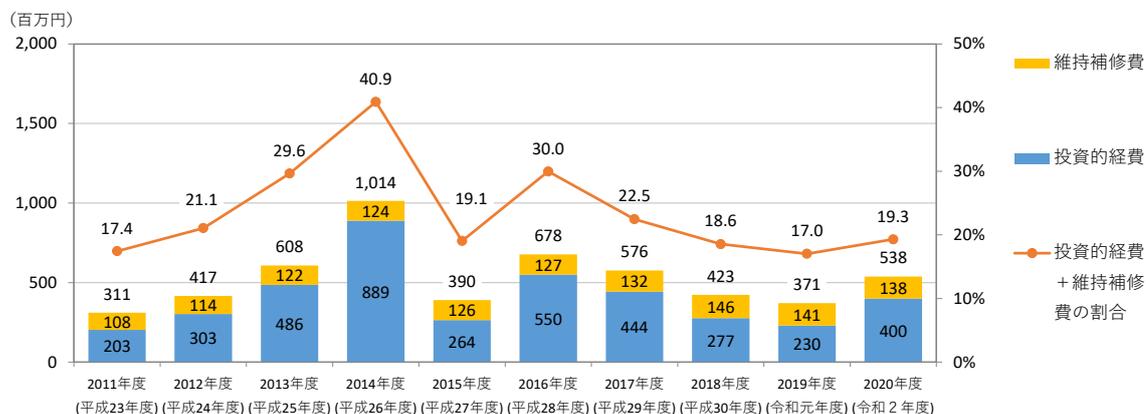
出典：赤井川村

②投資的経費及び維持補修費の合計

投資的経費及び維持補修費の合計額は、平成23年度～令和2年度の平均で5億3,256万円となっており、令和2年度は5億3,811万円となっています。

投資的経費及び維持補修費の合計額が歳出に占める割合は、平成23年度～令和2年度の平均で23.5%となっています。

■投資的経費及び維持補修費の推移



出典：赤井川村

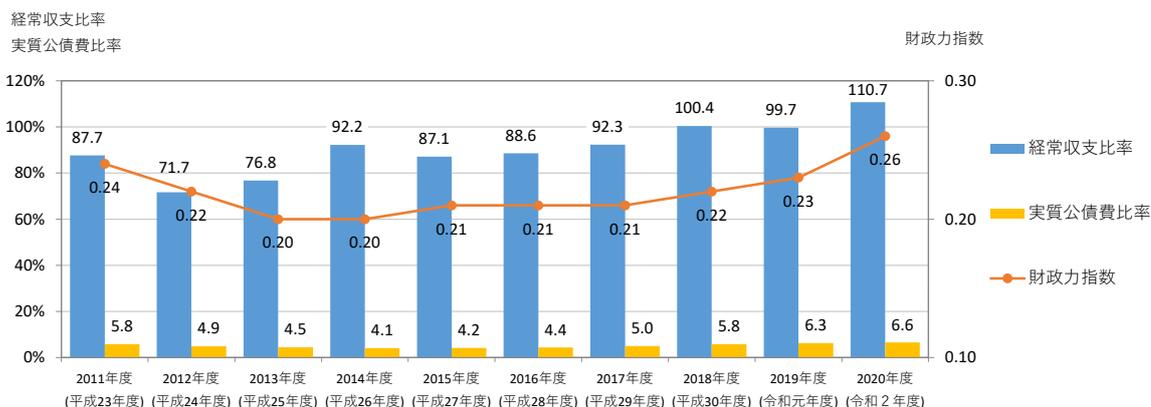
(3) 財政指標

財政の弾性を示す経常収支比率は平成24年度の71.7%から増加傾向がみられ、新型コロナウイルス感染症対策の影響もあったことから令和2年度は110.7%となっています。

実質公債費比率は、地方債の発行に国の許可が必要となる18%を大きく下回っているものの、平成26年度の4.1%から増加が続いており、令和2年度は6.6%となっています。

財政力を示す指標として用いられる財政力指数は、平成26年度の0.20から増加傾向にあり、令和2年度は0.26となっています。

■財政指標の推移



出典：赤井川村

4. 公共施設等の修繕・更新等に係る将来の費用の見通し

(1) 公共施設

現在保有している全ての公共施設を維持すると仮定した場合の、大規模改修及び更新に係る将来の費用（推計期間である今後40年間分）を算出します。

なお、各施設の大規模改修及び更新に係る将来の費用（以下、「将来費用」という。）は、以下の条件で算出します。

○対象費用

- ・大規模改修費、更新費、維持管理費

○算出方法

- ・公共施設等更新費用試算ソフト（総務省提供）の算出方法に準じます。

※施設ごとに、「更新年数・大規模改修時期」に達した時点で、延床面積に「単価表」に示すそれぞれの単価を乗じ、40年間における総額を算出しています。

○単価表

分 類	大規模改修※ ¹ (万円/m ²)	建て替え※ ² (万円/m ²)
村民文化系施設	14	40
社会教育系施設	14	40
スポーツ・レクリエーション系施設	14	36
産業系施設	14	40
学校教育系施設	9	33
子育て支援施設	9	33
保健・福祉施設	14	36
医療系施設	14	40
行政系施設	14	40
公営住宅等	30	40
公園	9	33
供給処理施設	14	36
その他公共施設	14	36

※1 LCC計算ソフト（国土交通省監修）の単年修繕費の最大値から設定（公営住宅等はこれまでの実績から設定）

※2 公共施設等更新費用試算ソフト（総務省）の初期値から設定（公営住宅等はこれまでの実績から設定）

①基準パターン（法定耐用年数で建て替えを行う場合）

《建て替え及び大規模改修の時期》

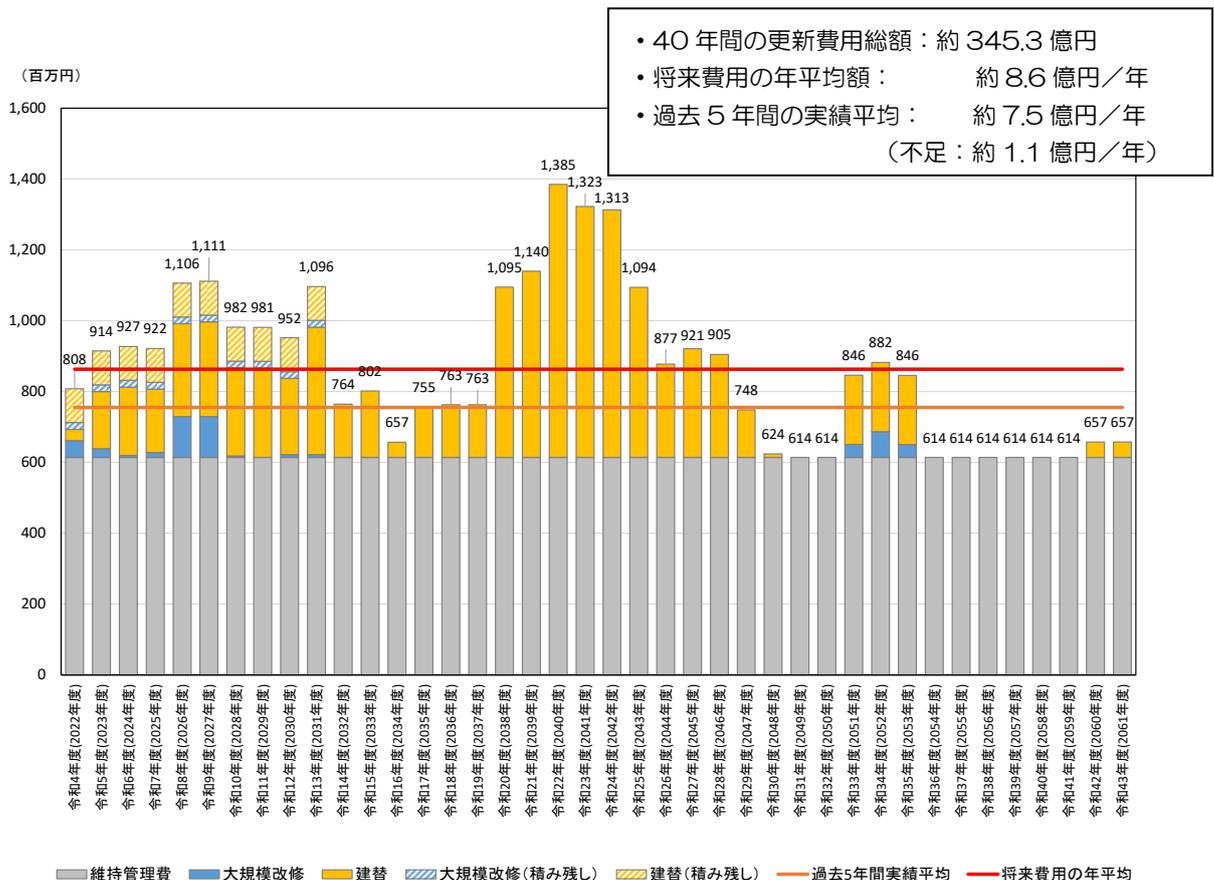
- 建て替え：法定耐用年数で更新（建て替え）を実施し、単年度に負担が集中しないように建て替え時は費用を3年間に分割します。
 - 大規模改修：法定耐用年数の1/2を経過した年次で大規模改修を実施し、単年度に負担が集中しないように建て替え時は費用を2年間に分割します。
- ※大規模改修の時期から20年以内に建て替えの時期になってしまう場合は大規模改修を行わず、建て替えのみ行うこととします。

基準パターンにおける公共施設の将来費用を試算した結果、今後40年間の合計で約345.3億円、年平均では約8.6億円になると見込まれます。

公共施設に係る維持管理費用及び投資的経費の過去5年間の平均額は約7.5億円であるため、年平均で約1.1億円不足する見込みとなり、掛かる費用の約13%の縮減が必要となります。

また、今後10年間では、令和9年度（2027年度）に費用のピークを迎えることが予測されるため、大規模改修及び建て替えの時期を平準化する必要があります。

■基準パターンによる公共施設の将来費用推計結果



②長寿命化パターン（目標使用年数で建て替えを行う場合）

《建て替え及び大規模改修の時期》

- 建て替え：建築物の構造ごとに設定した目標使用年数（下表）に達した時期に更新（建て替え）を実施し、単年度に負担が集中しないように建て替え時は費用を3年間に分割します。

建築物の構造	目標使用年数
鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造、重量鉄骨造、コンクリートブロック造	65年
軽量鉄骨造、木造	40年

- 大規模改修：目標使用年数の1/2を経過した年次で大規模改修を実施し、単年度に負担が集中しないように建て替え時は費用を2年間に分割します。

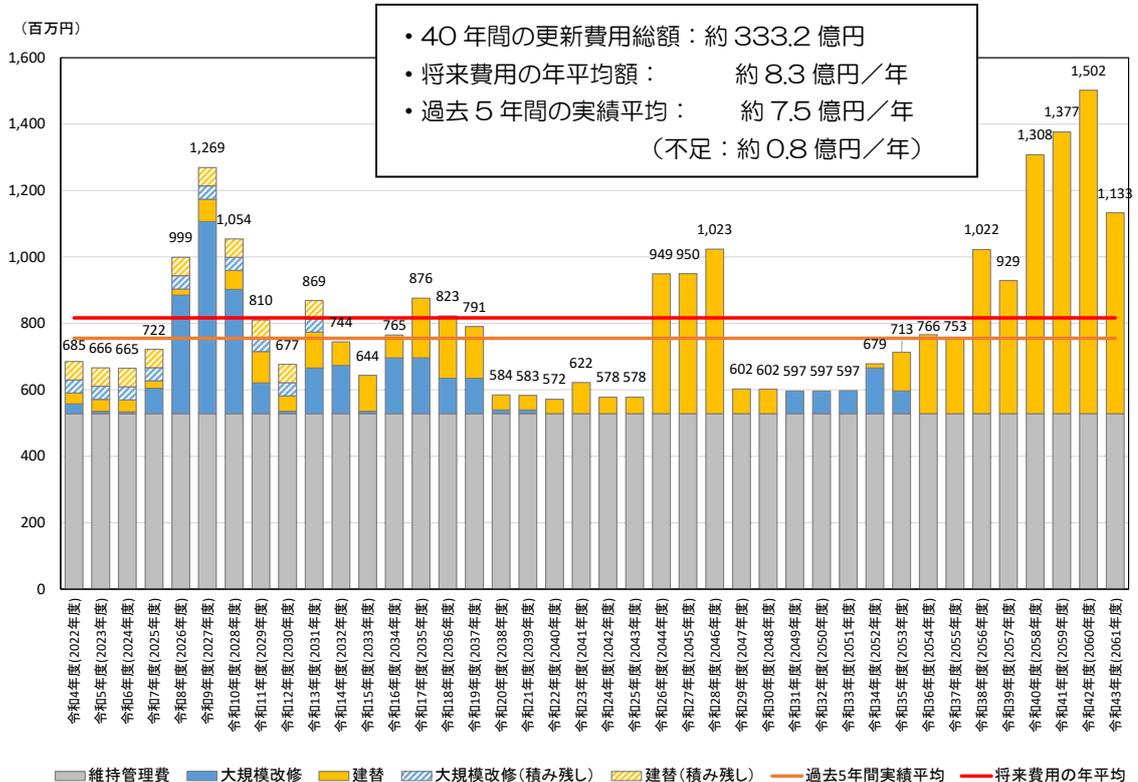
※大規模改修の時期から20年以内に建て替え時期が訪れる場合は、大規模改修を行わず、建て替えのみ行うこととします。

長寿命化パターンにおける公共施設の将来費用を試算した結果、今後40年間の合計で約333.2億円（約12.1億円縮減）、年平均では約8.3億円になると見込まれます。

公共施設に係る維持管理費用及び投資的経費の過去5年間の平均額は約7.5億円であるため、年平均で約0.8億円不足する見込みとなり、掛かる費用の約10%の縮減が必要となります。

また、今後10年間では、令和9年度（2027年度）に費用のピークを迎えることが予測されるため、大規模改修及び建て替えの時期を平準化する必要があります。

■長寿命化パターンによる公共施設の更新費用推計結果



(2) 道路

現在管理している全ての道路の舗装部を修繕すると仮定した場合の、補修に係る将来の費用を算出します。なお、将来費用は以下の条件で算出します。

○対象費用

- 道路の改良及び補修費

○算出方法

- 過去5年間に道路更新・補修にかかった平均費用が今後も継続すると仮定して算出します。

○単価表（公共施設等更新費用試算ソフトより）

分類	更新単価（円/m ² ）
村道	4,700

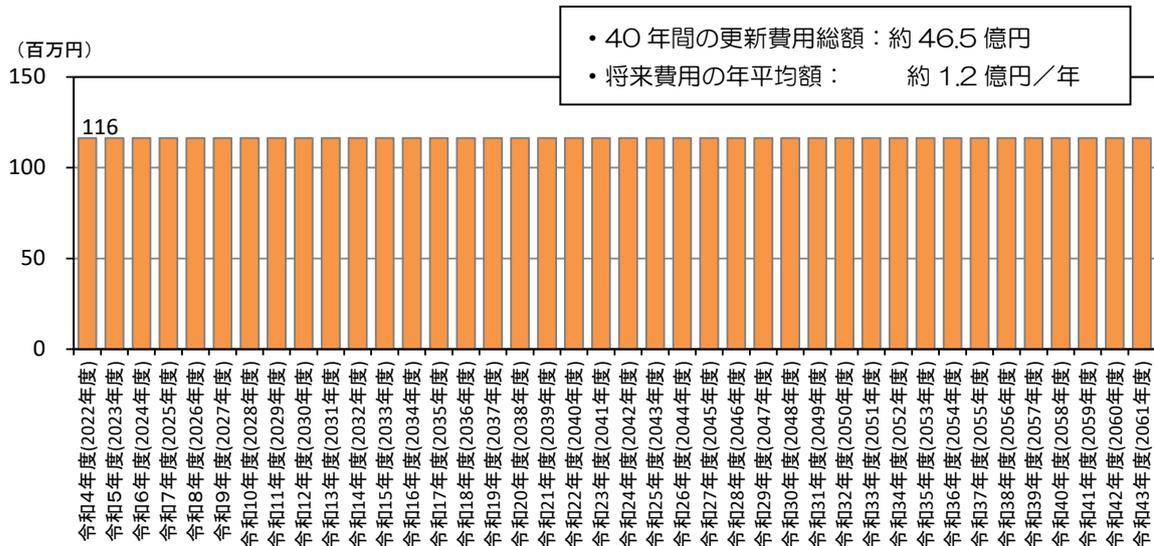
○更新年数

- 公共施設等更新費用試算ソフトの初期値である15年とします。

過去5年間に道路更新・補修にかかった平均費用を基に試算した結果は、今後40年間で約46.5億円、年平均約1.2億円に上ると推計されます。

道路の更新年数を15年とした場合、管理している全ての道路を更新することができないことが予想されます。そのため、必要に応じて小修繕を行いながら、交通量や路面の劣化状況、重要度などから総合的に判断し、更新する路線の優先度を決定することが必要となります。

■道路の更新費用推計結果



(3) 橋りょう

現在管理している全ての橋りょうを更新すると仮定した場合の、更新に係る将来の費用を算出します。なお、将来費用は以下の条件で算出します。

○対象費用

- ・修繕事業費、架替え事業費

○算出方法

- ・令和4～6年度までは、赤井川村橋梁長寿命化策定計画表に示されている合計費用（修繕費、架替費、設計費、点検費の合計）とします。
- ・令和7年度以降は、公共施設等更新費用試算ソフト（総務省提供）の算出方法に準じます。

○単価表（公共施設等更新費用試算ソフトより）

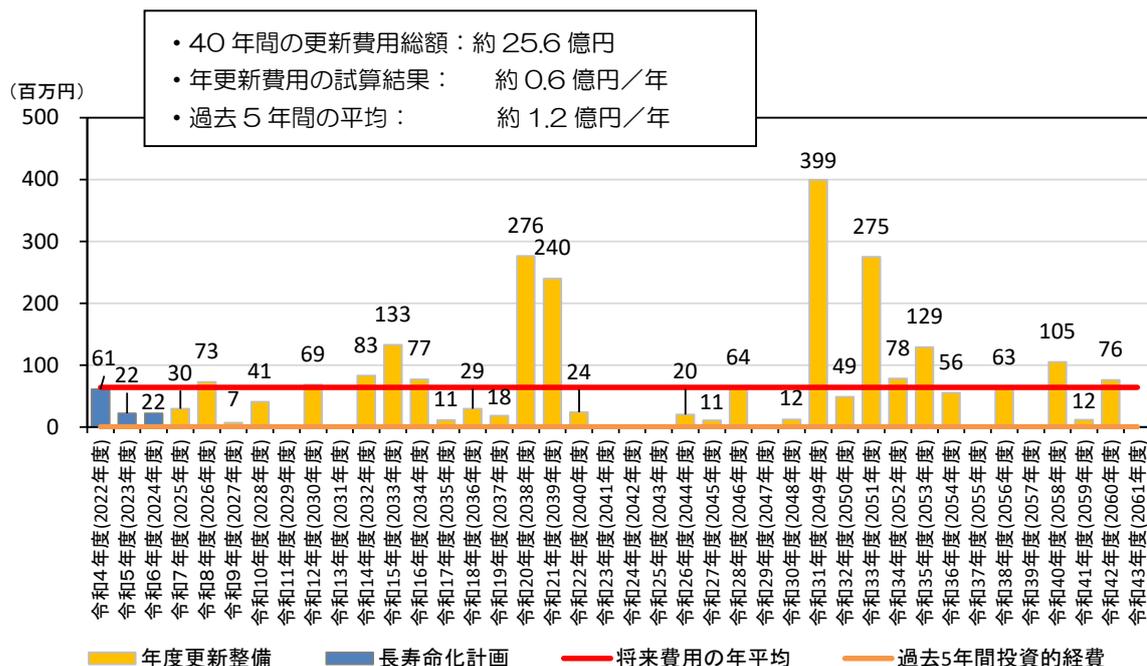
分類	更新単価（千円/m ² ）
PC橋	425
RC橋	425
鋼橋	500

○更新年数

- ・公共施設等更新費用試算ソフトの初期値である60年とします。

全ての橋りょうを更新すると仮定した場合の試算結果は、今後40年間で約25.6億円、年平均で約0.6億円に上ると推計されます。過去5年間の実績は年平均1.2億円で推計値を上回っていますが、更新整備が集中する年度がないよう更新費用の平準化が必要です。

■橋りょうの更新費用推計結果



(4) 簡易水道施設等

現在管理している簡易水道等の全ての管路と建築物を更新すると仮定した場合の、更新に係る将来の費用を算出します。なお、将来費用は以下の条件で算出します。

○対象費用

- 管路：更新費
- 建築物：大規模改修費、更新費

○算出方法

- 管路：管路更新にかかる費用を平準化して算出します。
- 建築物：公共建築物に準じて算出します。

○単価表（公共施設等更新費用試算ソフトより）

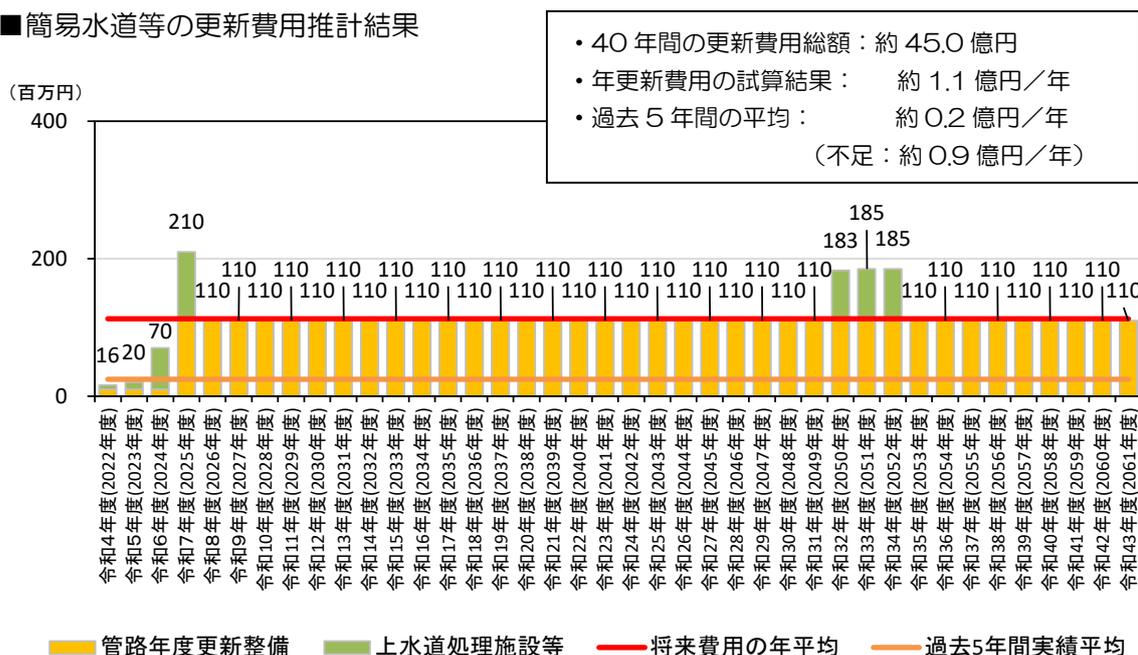
管種	管径	更新単価（千円/m）
導水管	300mm未満	100
送水管	300mm未満	100
配水管	150mm未満	97
	150～200mm	100

○更新年数

- 建築物は35年で大規模改修、70年で更新することとします。
- 耐用年数を超えている建築物は今後5年間で均等に費用負担を配分することとします。
- 管路は公共施設等更新費用試算ソフトの初期値である40年とします。

簡易水道等の全ての管路と建築物を更新すると仮定した場合の試算結果は、今後40年間で約45.0億円、年平均で約1.1億円に上ると推計されます。過去5年間の投資的経費の平均額は約0.2億円であるため、年平均で約0.9億円不足する見込みとなります。

■簡易水道等の更新費用推計結果



(5) 下水道施設

現在管理している下水道の全ての管路と建築物を更新すると仮定した場合の、更新に係る将来の費用を算出します。なお、将来費用は以下の条件で算出します。

○対象費用

- ・管路：更新費
- ・建築物：大規模改修費・更新費

○算出方法

- ・管路：公共施設等更新費用試算ソフトの「管径別年度別延長による算定方法」に準じます。
- ・建築物：ストックマネジメントに基づく改修予定から算出します。

○単価表（公共施設等更新費用試算ソフトより）

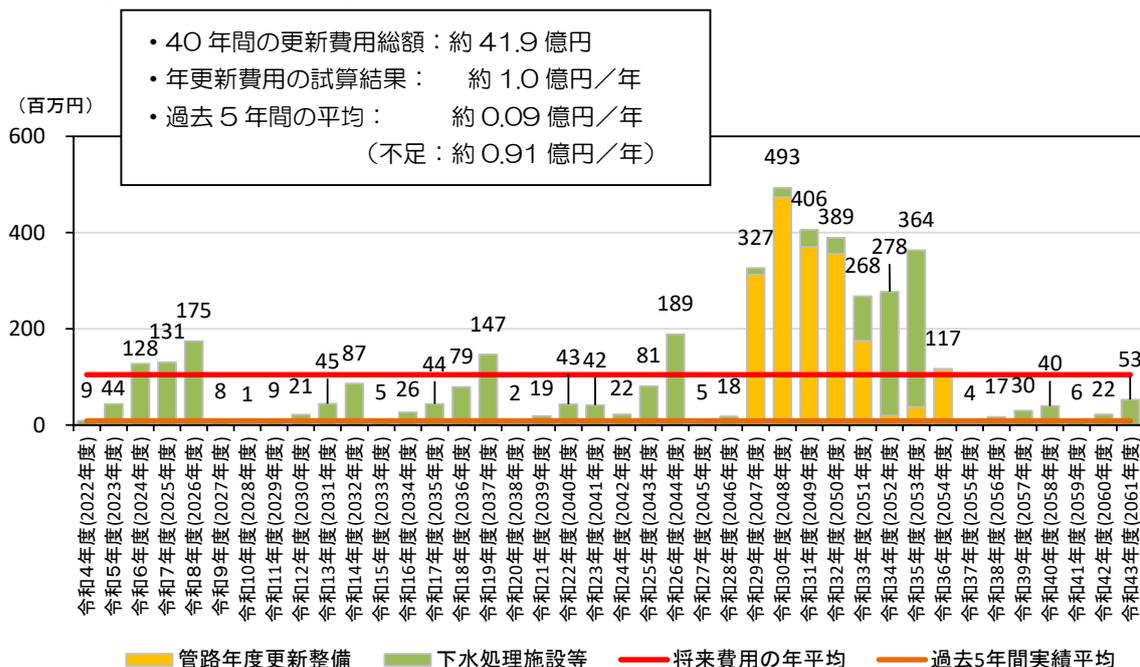
管種	更新単価 (千円/m)
コンクリート管	124
塩化ビニル管	124
その他	124

○更新年数

- ・建築物は35年で大規模改修、70年で更新することとします。
- ・管路は公共施設等更新費用試算ソフトの初期値である50年とします。

全ての管路と建築物を更新すると仮定した場合の試算結果は、今後40年間で約41.9億円、年平均約1.0億円に上ると推計されます。過去5年間の投資的経費の平均額は約0.09億円/年であるため、年平均で約0.91億円不足する見込みとなります。

■下水道施設の更新費用推計結果



(6) 畑地かんがい施設（農業用水管路）

現在管理している畑地かんがい施設の全ての管路を更新すると仮定した場合の、更新に係る将来の費用を算出します。なお、将来費用は以下の条件で算出します。

○対象費用

- ・管路：更新費

○算出方法

- ・令和6～9年度までは新規整備予定となっている管路布設の事業費とします。
- ・令和10年以降は公共施設等更新費用試算ソフト（総務省提供）の簡易水道の算定方法に準じます。

○単価表（公共施設等更新費用試算ソフトより）

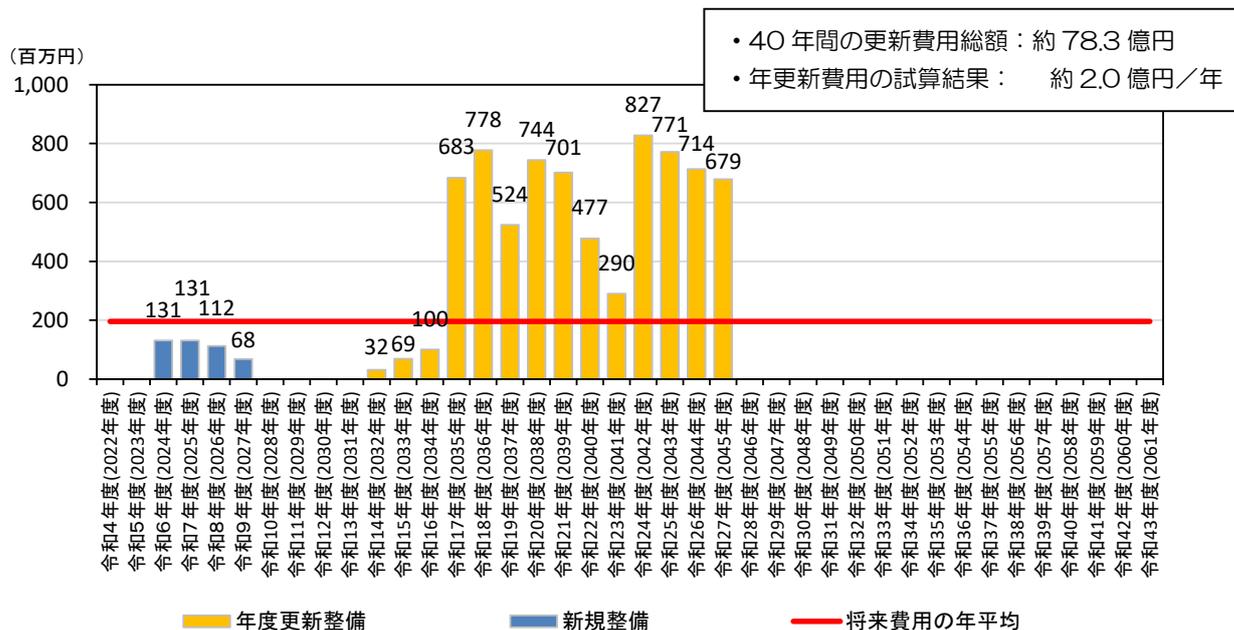
管種	管径	更新単価（千円 /m）
配水管	150mm未満	97
	150～200mm	100
	201～250mm	103
	251～300mm	106
	300～350mm	111

○更新年数

- ・管路は公共施設等更新費用試算ソフトの初期値である40年とします。

畑地かんがい施設の全ての管路を更新すると仮定した場合の試算結果は、今後40年間で約78.3億円、年平均で約2.0億円に上ると推計されます。

■畑地かんがい施設（農業用水管路）の更新費用推計結果

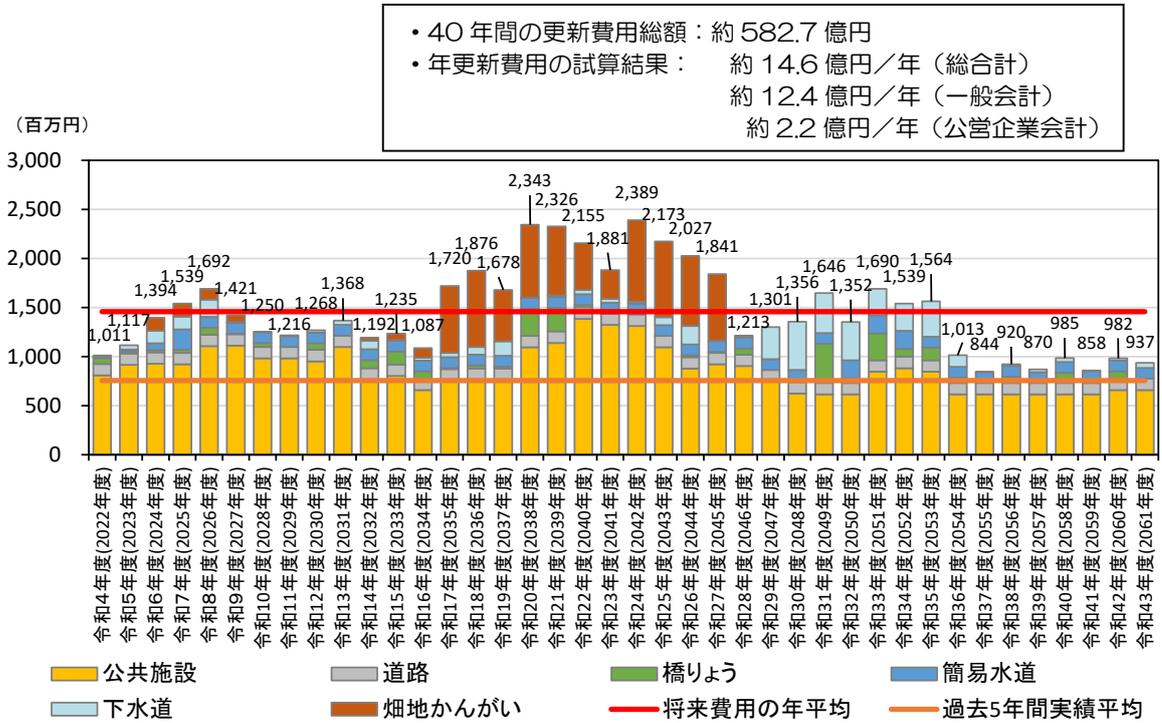


(7) 公共施設等に係る将来費用の総額

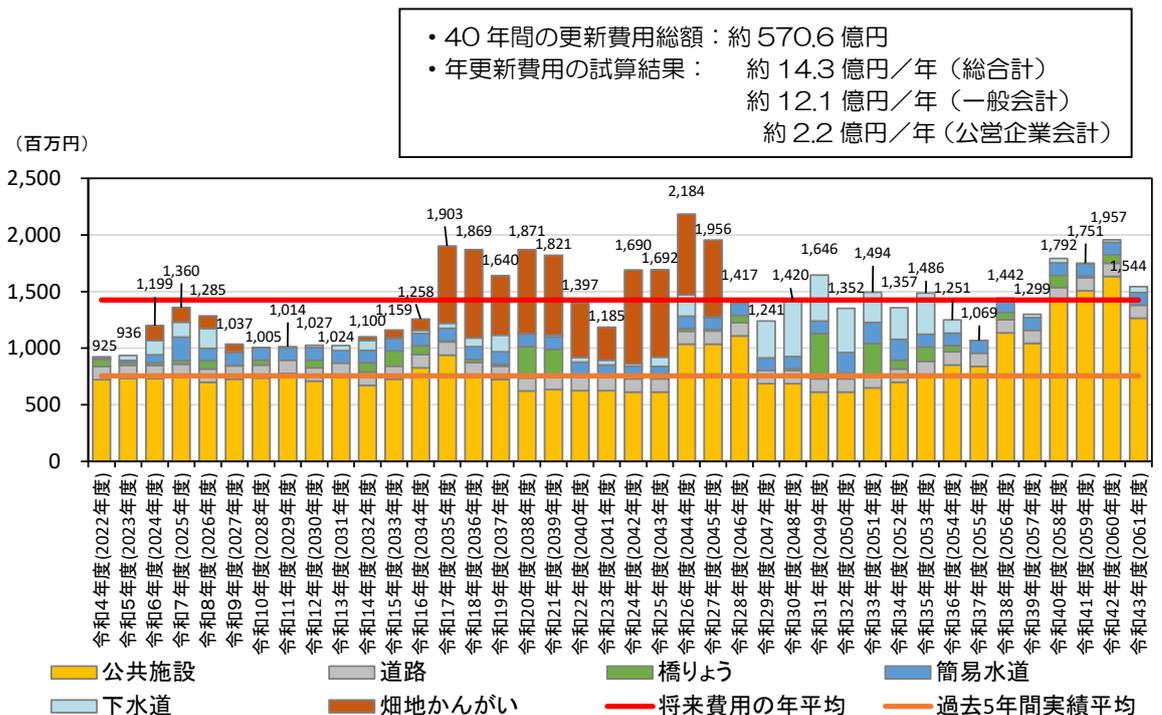
公共施設等に係る将来費用の総額は、公共施設の試算を基準パターンとした場合、40年間の更新費用総額は約582.7億円で、年平均では約14.6億円／年と推計されます。

また、公共施設の試算を長寿命化パターンとした場合は、40年間の更新費用総額は約570.6億円（約12.1億円縮減）で、年平均では約14.3億円／年と推計されます。

■ 公共施設等に係る将来費用の推計結果（公共施設／基準パターン）



■ 公共施設等に係る将来費用の推計結果（公共施設／長寿命化パターン）



5. 現状及び課題に関する基本認識

(1) 人口減少の進展

人口ビジョンや総合戦略、総合計画に掲げる諸施策により、人口減少の抑制を図ることは引き続き必要です。しかしながら、現状及び当面の将来、さらには諸施策が効果を発揮し得なかった場合において、人口減少を現実として受け入れなければなりません。人口減少対策としての諸施策に工夫を凝らし、その成果に期待しつつも、厳しい将来予測が現実化する事態も想定することが必要です。

(2) 施設の老朽化

建物系施設については築30年を経過した建物が全体の45.9%あり、近い将来にこれらは大規模改修の時期を迎えます。一方で社会情勢の変化に伴い建物系施設に求められる役割も変化しており、こうした需要の変化に適応していくことも求められます。

またインフラ施設については、円滑な都市機能を支えるため安全かつ恒久的な整備が必須です。しかしながらその更新等に要する費用は非常に大きなものとなることが予想されるため、どれだけコストを削減できるのかが重要な課題となっており、適切な計画に基づく効率的な維持管理が求められます。

(3) 今後予想される厳しい財政状況

社会保障関係経費の増加や生産年齢人口の減少に伴い、これまで以上に厳しい財政状況が予想されます。

この状況に対応していくためには、公共施設の長寿命化を推進し、財政負担の軽減と平準化を図るとともに、既存の公共施設の有効活用や新規整備の抑制、統合（集約、複合化、転用）・廃止等による総量の最適化に取り組むことが必要です。

さらに、維持管理方法の見直しや指定管理者制度をはじめとする民間活力の導入によるライフサイクルコストの縮減と併せ、既存事業の見直し、使用料の適正化による財源の確保等を推進していくことも求められます。

(4) 地球温暖化対策の推進

令和2年に政府は2050年までにカーボンニュートラルの達成を目指すことを宣言するなど、国内外で温暖化防止や脱炭素化を推進する動きが加速しています。

一般に建設費が高く耐用年数が高い公共施設の脱炭素化を効率的に推進するためには、改修や修繕の時機に合わせて再生可能エネルギー設備の導入や省エネルギー化に取り組むことが必要となります。

また、公共施設の維持管理ランニングコストの低減やレジリエンス化を図るなど持続可能性を高める取組が求められます。

第3章 公共施設マネジメント基本方針

1. 基本的な考え方

公共施設等は村民の大切な財産であり、その財産を守るためには、施設を計画的に維持管理するとともに、将来にわたって村民の理解が得られるサービス水準を確保する必要があります。

しかしながら、今後想定される厳しい財政状況の中で、公共施設等に投資できる限られた予算を適切に執行するためには、村民ニーズの量や質の変化を適切にとらえ、総合的で効率的・効果的な施設運営が求められます。

これらを踏まえ、本村では、公共施設マネジメントの基本点な考え方である「量」と「質」及び「コスト」の視点から公共施設を見直し、持続可能な村民サービスの提供を図ります。

計画の3つの視点：「量の見直し」「質の見直し」「コストの見直し」

量	・社会経済情勢や需要の変化に見合う施設の供給のあり方や量の適正化
質	・施設の安全性、快適性、利便性の確保と柔軟なサービス形態
コスト	・施設の維持管理、更新に係るコストの削減

(1) 「量」に関する基本的な考え方

本村の人口は、年々減少傾向にあります。こうした人口減少社会の到来も一つの要因となり、将来の財政の見通しは厳しい状況にあるといえます。

今後は、限られた財源の中で、公共施設の有効活用とともに村民ニーズにあったサービスの提供を行う必要があります。その際、今後の人口動向や地域の状況、将来の村民ニーズに配慮するなど、社会経済情勢や需要の変化に見合う公共施設の供給量や適正な施設配置等を検討していく必要があります。

(2) 「質」に関する基本的な考え方

本村が保有する公共施設のうち、築30年以上経過した施設は、全体延床面積の45.9%を占めています。耐用年数が経過したからといって直ちに施設の使用ができなくなるものではないものの、築30年で大規模改修、築60年で建て替えが必要となる場合が多いといわれているため、今後老朽化の進行により、建て替えや大規模改修の時期が集中することが想定されます。

安心・安全で魅力あるサービスを提供できる公共施設を、次世代へ引き継いでいくためには、公共施設老朽化問題への取組の方向性を検討し、長期にわたって活用される施設のあり方を検討していく必要があります。

また、本村がこれまで公共施設により提供してきた行政サービスが、今後も行政として担うべきものか、維持すべきものかなど、行政サービスのあり方についても検討する必要があります。

(3) 「コスト」に関する基本的な考え方

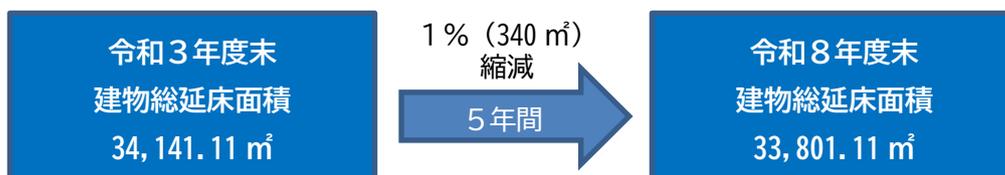
本村の財政の見通しは今後も厳しい状況にあるといえるため、公共施設の整備や大規模改修及び管理運営等については、ライフサイクルコストを考慮し、経済的な整備手法や効率的な管理運営等を検討する必要があります。

今後は、限られた財源の中で、日常の維持管理費や管理運営費、さらには将来の更新や大規模改修等に係る費用を確保していくため、効率的・効果的な施設整備・運営実現のための新たな取組や工夫が重要となります。

2. 数値目標の設定

《床面積削減の数値目標》

本村の公共施設等における現状と課題及び、施設の改修・更新にかかる将来コスト試算の結果を踏まえ、令和8年度における公共施設の総床面積を1%（340㎡）削減することを目標とします。



《費用削減の数値目標》

本村の公共施設等における現状と課題及び、施設の改修・更新にかかる将来コスト試算の結果を踏まえ、公共施設の長寿命化を推進することにより、令和4年度から令和8年度における公共施設関連費用を3,631百万円（1,047百万円削減）以下にすることを目標とします。

項目	令和4～8年度における公共施設関連費用（百万円）		
	基準パターン	長寿命化パターン	差異
大規模改修等	303	95	▲208
建て替え	1,305	466	▲839
維持管理	3,070	3,070	0
合計	4,678	3,631	▲1,047

3. 公共施設等のマネジメント方針

(1) 点検・診断等の基本方針

①点検・保守

建物は、数多くの部品・部材や設備機器など様々な素材が組み合わされて構成され、それぞれの目的と機能を持っています。それらの部材、設備機器は、使い方や環境及び経年変化から生じる汚れ、損傷、老朽化の進行に伴い本来の機能を低下させます。

日常管理では、建物を維持管理するための日常の点検・保守によって、建物の劣化及び機

能低下を防ぎ、建物をいつまでも美しく使うための総合的な管理運営や実際の点検・保守・整備などの業務を行います。

■参考：建築の日常点検項目

建 物		
構造別	小項目	点検方法等
屋根・屋上について	①防水に対するチェック ②パラペット ③ルーフトレン・とい ④屋上柵・タラップ ⑤丸環 ⑥金属板葺き屋根 ⑦石綿スレート葺き屋根	①防水保護塗幕膜の点検 ②定期的清掃点検 ③定期的清掃点検 ④定期的手入れと点検 ⑤定期的手入れと点検 ⑥早めの点検補修 ⑦暴風雨前後の点検手入れ
外装仕上げについて	①吹付け塗装 ②タイル張り ③石・擬石・テラゾ ④非鉄金属仕上げ ⑤鉄部の塗装 ⑥シーリング材 ⑦ガラス	①定期的な吹付けなおし ②定期的点検 ③定期的点検 ④定期的清掃と塗り替え ⑤定期的清掃と塗り替え ⑥定期的手入れ ⑦破損点検
建具について	①アルミ製建具 ②鋼製建具 ③シャッター・防火扉 ④建具金物	①定期的点検、パッキン材取替え ②定期的清掃点検 ③定期的な点検整備 ④締めつけ調整
内部仕上げについて	①石・擬石・テラゾ ②陶磁器質タイル ③モルタル・コンクリート ④弾性床材 ⑤板張り・フローリング・ブロック ⑥カーペット類 ⑦塗装 ⑧壁紙・布張り木材生地	①～⑧省略
厨房・浴室・便所など 水を使用する場所について	①厨房 ②浴室 ③便所	①定期的清掃、グリストラップの内部点検 ②使用後の清掃、換気 ③拭き取り清掃
外構・その他について	①境界標石 ②排水溝・会所	①隣接地工事の際注意 ②点検清掃
電気設備について	①電気主任技術者の選任 ②電気設備の法定	①建物の電気設備の契約電力が50KW以上の場合には電気主任技術者の選任が必要。 ②非常照明設備・自動火災報知設備などは「建築基準法」「消防法」に基づく有資格者による定期点検・検査報告などが義務付けられている。
給排水衛生設備について	①消火設備 ②給排水衛生	①消火栓・スプリンクラー設備については「建築基準法」「消防法」に基づき有資格者による定期的な点検、検査報告などが義務付けられている。 ②運転維持管理について有資格者の選任や検査・点検事項・時期などについて法令で規制されることがある。
冷暖房換気設備について	冷暖房換気設備の維持管理	①ボイラー・冷凍機など法的運転資格者の選任、法的定期検査を受ける。 ②ビル管理法上の対象建物は法に定められた運転資格者の選任が必要。 ③法に基づく換気設備・排煙設備は有資格者による定期点検検査・報告が義務付けられている。 ④冷暖房換気設備を構成する機器は回転振動等による摩耗、劣化などがおきるので定期点検整備が必要。

建 物		
構造別	小項目	点検方法等
昇降機設備について	エレベーター・エスカレーターなど	①「建築基準法」により定期検査報告が義務付けられている。 ②昇降機設備は複雑な制御機構を持った精度の高い機器設備なので、維持管理は専門技術者に行わせる。
ガス設備について		ガス漏れ検知装置、その他安全装置については定期的に専門業者の点検を受ける。
汚水浄化槽設備について	日常点検・保守	①消毒液を常にタンクに確保しておく。 ②駆動装置及びポンプ設備は、常時作動させておく。

[出典]「建築・設備の日常点検項目」建築リニューアル支援協会（ARCA）

②施設の診断

1) 診断の実施方針

現況把握のための施設診断では、施設の安全性、耐久性、不具合性及び適法性が最低限必要な診断項目となります。

本村で必要とする品質・性能が把握できる評価項目について、簡易な診断を実施します。

耐震診断、劣化診断、衛生・空気質診断など既往の診断があるものはそのデータを利用します。

診断は、経年的な施設の状況を把握するため、定期的に行うことが望ましく、その記録を集積・蓄積して計画的な保全に活用します。

施設の長寿命化を図るには、上記の診断項目に加えて、快適性、環境負荷性、社会性など種々の性能が要求されます。

2) 施設の長寿命化と施設診断

施設の長寿命化を図るには、上記の診断項目に加えて、快適性、環境負荷性、社会性など種々の性能が要求されます。

次表から、本村に必要な評価項目を選択し、公共施設の主要な全施設について、施設ごとに評価を行い施設の課題と優先度を判断します。

■ 公共施設診断の対象となる評価項目

記号	評価項目	評価内容
a.	安全性	・敷地安全性（耐災害）、建物耐震・耐風・耐雪・耐雨・耐落雷安全性、防火安全性、事故防止性、防犯性、空気質・水質安全性
b.	耐久性	・建物部位（構造・外装など）の耐久性・劣化状況
c.	不具合性	・施設各部位（構造・仕上げ・付帯設備・建築設備）の不具合性
d.	快適性	・施設快適性（室内環境・設備）、立地利便性
e.	環境負荷性	・施設の環境負荷性（省エネ、有害物質除去など）
f.	社会性	・地域のむらづくりとの調和、ユニバーサルデザイン（バリアフリー化）
g.	耐用性	・経過年数と耐用年数、変化に対する追従性、計画的な保全・大規模改修
h.	保全性	・維持容易性、運営容易性、定期検査の履行
i.	適法性	・建築法規、消防法、条例
j.	情報管理の妥当性	・情報収集、情報管理、情報利活用
k.	体制・組織の妥当性	・統括管理体制、管理体制、トップマネジメントへの直属性
l.	顧客満足度	・顧客満足度、職員満足度
m.	施設充足率	・地域別施設数量の適正性、用途別施設数量適正性、余剰スペース
n.	供給水準の適正性	・供給数量適正性（敷地面積、建物面積など）
o.	施設利用度	・施設利用率、空室率
p.	点検・保守・改修コストの適正性	・点検・保守費、清掃費、警備費、改修費・大規模改修費、更新費
q.	運用コストの適正性・平準化	・運用費、水道光熱費
r.	ライフサイクルコストの適正性	・ライフサイクルコスト

【出典】 FM 評価手法・JFMES13 マニュアル（試行版）より構成

（２）維持管理・修繕・更新等の基本方針

①維持管理・修繕の実施方針

建物を使用するには、設備機器の運転や清掃、警備保安が必要です。その中でも機器の運転は、日常の点検、注油、消耗品の交換、調整が欠かせません。

修繕や小規模改修に対しては、公共団体と管理委託業者等が役割の分担を決めて速やかな対応ができる体制を構築します。

また、清掃は建物の環境を常に衛生的な状態に維持し、快適性を高め、また建物の劣化を防止するために重要です。

維持管理及び修繕を自主的に管理し、計画的・効率的に行うことによって、維持管理費・修繕費を平準化し、建物に掛かるトータルコストを縮減することを目指します。

②更新・改修の実施方針

計画的な保全では、不具合が発生したその都度対応する事後保全が主ではなく、実行計画を策定し実施していくことが重要です。施設の経年変化には、法規の改正による既存不適格の発生も含まれるので、適法性の管理が必要となります。

■適法性の主な管理項目

適 法 性 管 理	関連法規 適法性	建物に関する法令	建築基準法、耐震改修促進法、品確法、学校保健安全法、医療法、児童福祉法、駐車場法、文化財保護法、建築物管理法、労働安全衛生法
		消防に関する法令	消防法
		条例に関する法令	条例
		環境に関する法令	廃棄物処理法、グリーン購入法、省エネルギー法、公害防止法、地球温暖化対策の推進に関する法律
		不動産に関する法令	不動産登記法、宅地建物取引業法、借地借家法
定期検査の 履行	建物定期検査	消防用設備等点検、昇降機定期検査、水質・水道施設の検査、空気質検査、特殊建築物の定期検査	
	建築設備定期検査	建築設備の定期検査、ガス消費機器の調査、電気工作物の調査、自家用電気工作物の点検	

建物を更新することなく長期にわたって有効に活用するためには、建物の基本性能を、利用目的に合致した最適な状態に維持あるいは向上することが必要となります。そのため、インフィル（建物の間取りや内装、設備等）を適切なタイミングで簡易に診断し、計画的に保全していくことが不可欠となります。本計画の中の具体的な計画となる長期修繕計画の策定を進めながら、定期的な見直しを行う中期修繕・改修計画の展開が重要となります。

また、公共施設が更新される理由には、施設の耐久性、不具合性、施設の規模（広さ・高さ）、使いやすさ及び陳腐化のほかに、施設に求められる様々な性能面や法規対応において要求水準を満たすことができない場合もあるので、更新の際には種々の診断を行ってその理由を明確にする必要があります。

更新する場合は、むらづくりとの整合性を保ち、公共施設のコンパクト化や効率化の観点からも土地や建物について単独更新以外の統合や複合化についての検討を行います。従って更新・改修の方針については、統合や廃止の推進方針との整合性も図る必要があります。

（3）安全確保の基本方針

公共施設における安全確保は、利用者の安全の確保と資産や情報の保全を目的とした要件です。また、万一の事故・事件・災害に遭遇したときに、損害を最小限にとどめ、俊敏に復旧体制を整えるために平時から備えることは、施設管理者にとって最も重要なことです。

次表は施設の安全性及び耐用性の観点から、それに係る安全確保の項目を抽出したものです。高い危険性が認められる項目としては、敷地安全性、建物安全性、火災安全性、生活環境安全性が挙げられます。

本村では、この中から高度な危険性が認められる項目を絞り込み評価します。また、危険性が認められた施設については、評価の内容に沿って安全確保の改修を実施します。

■施設の安全確保に係る項目

評価項目			内容	
大項目	中項目	小項目		
安全性	敷地安全性	自然災害回避性	地震災害	・液状化、活断層の有無
			土砂災害	・警戒区域、特別警戒区域の有無
			浸水災害	・水害危険区域、津波高潮浸水区域の有無
		敷地安全対応策	地盤安定性	・地盤沈下、地盤崩壊、湿潤地域の有無
			緊急自動車接近	・道路幅
			地盤調査結果	・軟弱地盤、盛土、埋立地の有無
			危険物の種類	・消防法危険物（1類、2類、3類）の有無
			保安距離	・危険物から50m以内、200m以内
		建物安全性	構造安全性	基礎の安全性
	常時床荷重			・許容積載荷重、超過
	耐震安全性		建設年	・1981年6月以前
			耐震診断	・ I_s 値 >0.6 / $0.6 > I_s$ 値 >0.3 / $0.3 > I_s$ 値
			耐震補強	・要不要
			耐震等級	・等級
	免震、制震		・有無	
	耐風安全性		耐風等級	・等級
	対水安全性		浸水対策	・浸水に対する安全要件の満足度
	対落雷安全性		避雷針	・落雷に対する安全要件の満足度
	火災安全性	耐火安全性	延焼防止	・外壁、屋根の防火性能
		避難安全性	避難路確保	・避難路確保
		消火安全性	消火活動・経路確保	・非常用侵入口、窓先空地、防火設備、防火用水確保
	生活環境安全性	空気質安全性	空気質測定	・有無 ・飛散性、非飛散性のアスベスト排除状況
			空気質安全性の確保	・ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼン、スチレン放散速度
		水質安全性	水質検査	・有無
			水質安全性の確保	・水質安全性の確保に対する安全要件の満足度
		傷害、損傷防止性	転倒、転落防止性	・転倒、転落防止に対する安全要件の満足度
			落下物防止性	・落下物防止に対する安全要件の満足度
危険物の危険防止性			・危険物の危険防止に対する安全要件の満足度	
有害物質排除性		アスベスト排除	・飛散性、非飛散性のアスベスト排除状況（年代、部位）	
	PCB 排除	・トランス、蛍光灯、シーリングから PCB 排除状況（年代、部位）		

評価項目			内容	
大項目	中項目	小項目		
安全性	生活環境 安全性	有害物質 排除性	フロン、ハロン対策	・冷媒、断熱材からフロン、消火剤からハロン 排除状況
			CCA対策	・木造土台のCCAの有無
		公害防止性	日照・通風障害防止 性	・日照・通風障害防止要件の満足度
			風害防止性	・風害防止要件の満足度
			電波障害性防止性	・電波障害性防止要件の満足度
			騒音、振動、悪臭防 止性	・音、振動、悪臭防止要件の満足度
			障害防止性	・排気、排熱、排水障害防止要件の満足度
外構の維持保全	・外構の維持保全要件の満足度			
耐用性	耐久性	耐用年数	経過年数	・経過年数の%
			耐用年数(償却)	・法的耐用年数
		耐久性	構造材耐久性	・構造耐用年数(60年)と築年の差
			外壁、屋根耐久性	・外壁、屋根耐用年数(40年)と改修年の差
	付属設備耐久性		・設備耐用年数(20年)と改修年の差	
	不具合現況	構造不具合	基礎、躯体	・沈下、亀裂、欠損の状況
			土台	・腐れ、欠損の状況
			柱、梁、壁、床など	・亀裂、脱落、腐食、欠損、肌別れ、ゆるみの状 況
		外部仕上 不具合	屋根	・排水良否、雑草有無、屋上防水層ふくれの状況
			外壁	・剥落、落下、ひび割れの状況
			窓枠、サッシ、ガラス	・腐朽、ゆるみ、落下、パテ、シーリングの状況
		内部仕上 不具合	天井	・たるみ、はずれ、亀裂、肌別れ、剥落、落下の 有無
			内壁	・割れ、剥がれ、変色の有無
			床	・割れ、剥がれ、変色の有無
		付帯設備 不具合	煙突、屋外階段	・傾斜、亀裂、腐食、剥落、支持金物の緊結状況
			広告塔、吊り看板、他	・浮き上がり、腐食、ゆるみの状況
		建築設備 不具合	電気設備機器本体	・亀裂、損傷、さび、腐食、摩耗、ゆるみの状況
			給排水衛生設備機器 本体	・亀裂、損傷、さび、腐食、摩耗、ゆるみの状況
			空調換気設備機器本 体	・亀裂、損傷、さび、腐食、摩耗、ゆるみの状況
			搬送設備機器本体	・亀裂、損傷、さび、腐食、摩耗、ゆるみの状況
その他設備機器本体			・亀裂、損傷、さび、腐食、摩耗、ゆるみの状況	

[出典] FM 評価手法・JFMES13 マニュアル(試行版)

(4) 耐震化の基本方針

耐震改修と耐震補強の状況、及び主要な建築物の耐震改修対象建築物について、必要に応じ順次耐震補強工事等を実施しており、特に利用率、効用等の高い施設については、重点的に対応することとしています。

その際に、構造部分の耐震性のほか、非構造部分の安全性（耐震性）についても検討を行い、施設利用者の安全性の確保及び災害時を想定した十分な検討に努めます。

また、今後耐震化を進める必要のあるインフラ施設として簡易水道の管路があります。今後の布設替えの際には費用面を考慮しながら、耐震適合性のある管の採用を順次進めます。

(5) 長寿命化の基本方針

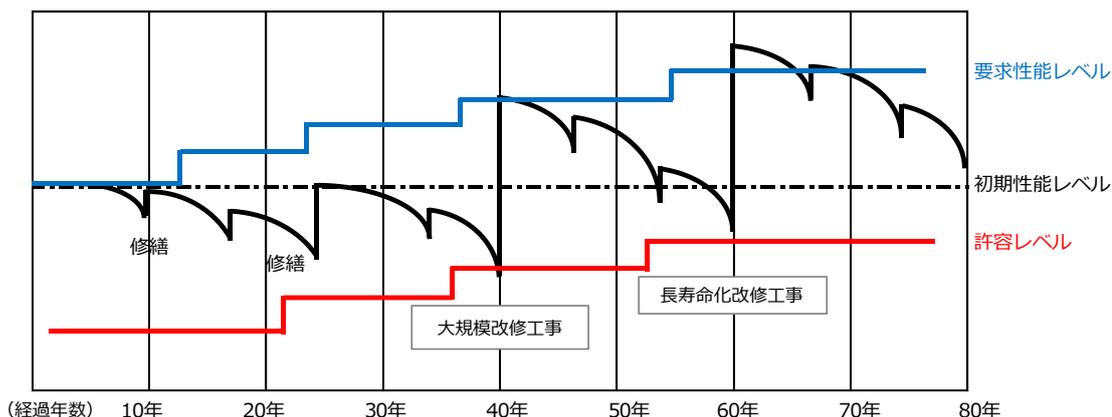
下図は、施設のライフサイクルにおける経過年数と機能・性能の関係を示したものです。

建設から40年くらいまでは、小規模な改修工事や点検・保守・修繕を定期的に行うことによって、性能・機能を初期性能あるいは許容できるレベル以上に保つことができますが、建設後40年程度経過すると点検・保守による修繕・小規模改修工事では、性能・機能が許容できるレベルを維持できなくなり、大規模改修工事が必要となります。

要求性能レベルは通常時間が経つにつれて上昇するため、要求性能レベルの変化を視野に入れた改修工事が望まれます。さらに施設の寿命を例えば80年まで延ばすには長寿命改修工事が必要となります。

本村の公共施設は、法定耐用年数よりも長く利用し、建物構造ごとに設定する目標使用年数まで長寿命化することを目標とします。また、診断を行った結果さらに使用が可能であれば必要に応じて改修工事を行って長期使用することでコストを削減することを検討します。

■長寿命化における経過年数と機能・性能（イメージ）



施設のライフサイクルにおける経過年数と機能・性能の関係を示したものです。建設から40年くらいまでは小規模な改修工事や点検・保守・修繕を定期的に行うことによって、性能・機能を初期性能あるいは許容レベル以上に保つことができます。

しかし、建設後40年程度経過すると点検・保守による修繕・小規模改修工事では、性能・機能が許容できるレベルを維持できなくなり、大規模改修工事が必要となります。

要求性能レベルは通常時間が経つにつれて上昇するため、要求性能レベルの変化を視野に入れた改修工事が望まれます。

(6) ユニバーサルデザイン化の推進方針

公共施設等の長寿命化に加え、障がいの有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすい村有施設の実現を目指して、「ユニバーサルデザイン2020行動計画」（平成29年2月20日ユニバーサルデザイン2020関係閣僚会議決定）における考え方等を踏まえ、公共施設等の計画的な改修等によるユニバーサルデザイン化の推進を図ります。

(7) 地球温暖化対策の推進方針

地球温暖化対策を推進するため、継続的に施設のエネルギー消費量や温室効果ガスの排出量を把握します。また、省エネルギー化や再生可能エネルギーの導入を進めることによってエネルギーコストの削減や地域経済活動の活性化が期待されることから、温室効果ガスの排出量を削減する方策を可能な限り推進します。

(8) 施設統廃合の推進方針

「新しく造ること」から「賢く使うこと」を基本認識として、公共施設等の点検や劣化診断を計画的・効率的に行うことにより、維持管理費・修繕費を平準化し、建物に掛かるトータルコストの縮減を図ります。

施設を更新する場合は、長期使用の可能性を検討するとともに、むらづくりとの整合性を保ち、公共施設のコンパクト化や効率性の観点から、施設の統合、複合化及び広域化について検討を行います。

施設総量の削減、安全・安心の観点等からも、長く利用されていない施設で修繕不可能な施設については取り壊しを検討し、取り壊しに際しては、優先順位をつけて順次事業を実施し、事業費の削減、平準化を図るようにします。また、危険性の高い施設や老朽化等による供用廃止（用途廃止、施設廃止）など必要に応じて対応します。

公共施設の統廃合の推進にあたっては、単純な面積縮減とすることなく、行政サービスとして必要な水準や機能や、村民にとっての利便性に配慮しながら検討を行います。

■ 診断結果と取組の方向性

診断結果	取組の方向性	
	施設面	ソフト面（検討項目）
継続使用	・長期修繕計画の策定	・効果的かつ効率的な運用を検討
	・計画保全の考えに基づき計画的な維持修繕実施	・それに伴う改善策を検討
改善使用	・長期修繕計画の策定	・利用者増加など、利用状況改善に向けた改革等を検討
	・計画保全の考えに基づき計画的な維持修繕実施	・利用者ニーズを踏まえ、提供するサービスの充実や取捨選択を検討
	・建て替え更新時の規模縮小の検討 ・他用途との複合化など、施設の有効活用の検討	・運用の合理化を検討
用途廃止	・空いた施設の利活用（多用途への変更、民間への貸与等）の検討	・用途廃止の代わりに、類似民間施設への移転（サービス転化）等を検討
施設廃止	・施設廃止後は、建物解体	・類似施設への統合を検討
	・施設廃止に伴う跡地は原則売却	・他施設との複合化を検討 ・用途廃止の代わりに、類似民間施設への移転（サービス転化）等を検討

(9) 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

総合的かつ計画的な管理を実現するため、公共施設等に関する情報を全庁的に一元管理します。公共施設等に関する情報は、公会計管理台帳とも連携させ、地方公会計制度の財務諸表や財産に関する調書とも整合性を図ることで、一貫した資産データに基づくマネジメントを進めます。

また、厳しい財政状況下で、人口減少・少子高齢化が進展する将来を見据えると、インフラの大部分を管理する地方公共団体が単独で維持管理・更新等を的確に進めていくことは困難を伴うことが予想されます。

公共施設等マネジメントの実施業務では、技術的な検証を必要とされる業務が多くあるととらえ、専門的技術力を持ったサービス提供者とパートナーシップを構築していく必要があります。

今後、将来にわたりインフラの維持管理・更新等を持続的に実施可能な体制を構築するため、技術力を有する職員を継続的に養成するとともに、専門的技術力を持つサービス提供者を含めた体制を構築します。

4. 保有する財産の活用や処分に関する基本方針

廃止した施設は、民間等への売却・貸付などを進めることとし、それらが見込めない場合は、老朽化による破損等によって周辺環境や治安に悪影響を及ぼさないよう配慮します。

また、用途廃止していないものの遊休状態が長く続き利用する見込みがない、利用率が低下しているなどの建築物についても、その機能を既存施設に集約するなどして放置することなく用途廃止を進め、上記と同様の措置を講じるものとします。

第4章 施設類型別のマネジメント方針

1. 村民文化系施設

(1) 施設の概要

建物名称	延床面積 (㎡)	建築 年度	耐用 年数	老朽度 (%)	耐震 基準	耐震 診断	耐震化	避難所
都住民センター	553.79	1981	50	80	旧	実施済	実施済	○
落合住民センター	64.83	1963	41	141	旧	未実施	不明	
生活改善センター	832.32	1970	47	109	旧	簡易 診断	未実施	
コミュニティセンター	438.87	1989	50	64	新	不要	不要	
山村活性化支援センター	843.29	1994	50	54	新	不要	不要	○
計	2,733.10							

※令和3年3月末現在

(2) 現況と課題

《都住民センター》

- ・1981年度（昭和56年度）に建設された旧耐震基準の建物ですが、2010年度（平成22年度）に耐震改修を実施しています。
- ・年間約1,500人が利用し、PTA活動や近隣地区の集会場として活用されており、想定収容人数165人の指定避難所としての機能も有しています。
- ・2018年度（平成30年度）に屋根及び集会所の床を改修しました。

《落合住民センター》

- ・1963年度（昭和38年度）に常盤開拓診療所として建設された建物で、現在は落合地区の集会施設として年間約160人が利用しています。
- ・建物外観の老朽化が顕著にあらわれていたため、2013年度（平成25年度）に外壁等の塗装を行いました。

《生活改善センター》

- ・2008年度（平成20年度）に改修を行っており、屋内はリフォームされています。
- ・屋根の一部に損傷があり、修繕が必要な状況です。

《コミュニティセンター》

- ・建物を維持するため必要に応じて小修繕を行って対応してきましたが、建物（特に外壁）に劣化がみられる状況です。
- ・商工会が事務所として利用しているほか、PTA活動や近隣2地区の集会場として活用されており、年間1,200人が利用しています。

《山村活性化支援センター》

- ・常盤地区、落合地区の集会場や体育施設として年間約300人が利用しています。
- ・想定収容人数274人の指定避難場所です。
- ・施設の年間維持費のうち、暖房費にかかるエネルギーコストの低減が課題であるため、施設機能の再構築の検討を要する。

(3) 管理の基本方針

- 地域のコミュニティ施設として利用度を高めながら、利用者動向やニーズに応じた効率的な管理運営方針を検討します。
- 現状機能を維持し、建物の修繕及び改修を行いながら目標使用年数まで継続利用することを基本とします。
- 修繕及び改修工事の実施にあたっては、施設の全館または一部休館に伴う住民の各種コミュニティ活動や施設が有している行政サービス等への影響を考慮し、工期・施工方法などを検討します。

2. 社会教育系施設

(1) 施設の概要

建物名称	延床面積 (㎡)	建築年度	耐用年数	老朽度 (%)	耐震基準	耐震診断	耐震化	避難所
郷土資料館	464.00	1973	38	126	旧	未実施	不明	
計	464.00							

※令和3年3月末現在

(2) 現況と課題

〈郷土資料館〉

- ・旧中学校の特別教室を郷土資料館として活用しており、現在は月2回開館しています。
- ・1973年度（昭和48年度）に建築された建物のため老朽化が進んできており、必要最小限の修繕で維持管理を行っています。

(3) 管理の基本方針

- 施設を安全に利用できる状態に保ち、展示品を適切に保管するため、施設の定期的な点検を行うとともに、必要に応じて修繕・改修を実施します。
- 施設の更新時には、倉庫や図書コーナー等の機能を含めた複合化・統合化を視野に入れた検討を行います。

3. スポーツ・レクリエーション系施設

(1) 施設の概要

建物名称	延床面積 (㎡)	建築年度	耐用年数	老朽度 (%)	耐震基準	耐震診断	耐震化	避難所
体育館	1,763.36	1979	47	89	旧	実施済	実施済	○
都プール	1,044.42	1993	30	93	新	不要	不要	
観光拠点施設 道の駅あかがわ	464.00	2014	24	29	新	不要	不要	○
観光拠点施設 道の駅あかがわ直売所	60.00	2014	24	29	新	不要	不要	
観光拠点施設 道の駅あかがわ多目的機能施設	114.63	2018	24	13	新	不要	不要	
構造改善センター	863.65	1988	47	70	新	不要	不要	
構造改善センター 屋外談話室	6.34	1994	47	57	新	不要	不要	
計	4,316.40							

※令和3年3月末現在

(2) 現況と課題

《体育館》

- 1979年度（昭和54年度）に建設された旧耐震基準の建物ですが、2010年度（平成22年度）に耐震改修工事を完了しています。また、2016年度（平成29年度）には屋根の改修、2021年度（令和3年度）にホール及び多目的トイレの改修を行いました。
- 暖房設備は全て電気暖房となっており、照明はLED化を完了しています。
- 想定収容人数586人の指定避難場所です。

《都プール》

- 施設の屋根等、修繕は状況に応じて順次対応しています。プール槽の修繕は行っていませんが、修繕が必要な箇所は現時点ではみられません。
- 年間約1,100人が利用し、水泳の技術習得の場として地域住民に利用されています。

《道の駅あかいがわ》

- 2014年度（平成26年度）に建設された建物で、施設周りの外構で一部凍上による陥没や舗装の破損が見受けられますが、修繕が必要な状況までには至っていません。
- 年間約70万人が村内外にかかわらず利用しており、指定管理制度を活用して運営しています。
- 2018年度（平成30年度）に多目的機能施設を新規整備しました。

《赤井川構造改善センター》

- 年間約80,000人が利用し、村民が毎日の入浴で利用しているほか、区会や団体など集会的に利用しています。
- 2013年度（平成25年度）に大規模改修を行い、浴室及び休憩所を増築しました。
- 内装についてはある程度の基能は確保できていますが、給水設備のボイラー周辺設備については毎年修理費が嵩んでいるほか、源泉ポンプ揚湯管は更新が必要な状況となっており、省エネ化を推進するため温泉熱の再生エネルギー利用も課題です。
- 施設運営は指定管理方式で行っています。

(3) 管理の基本方針

- 現状機能を維持し、建物の修繕及び改修を行いながら目標使用年数まで継続利用することを基本とします。
- 点検・診断等により危険性があると判断された箇所については、緊急的な修繕を行い、利用者が安心して利用できるように安全の確保を図ります。
- 道の駅あかいがわ等の観光施設については、情報発信拠点として利活用策を検討するとともに、さらなる利用者増加の向上に努めます。
- 指定管理者による運営施設は、将来の需要予測や施設の老朽化度、地域の意向等を踏まえ、より効率的な管理運営方策を検討します。
- 維持管理費の削減に向け、運用面での工夫や設備における省エネ化策を検討します。

4. 産業系施設

(1) 施設の概要

建物名称	延床面積 (㎡)	建築 年度	耐用 年数	老朽度 (%)	耐震 基準	耐震 診断	耐震化	避難所
新規就農者技術習得センター	238.55	1994	15	180	新	不要	不要	
計	238.55							

※令和3年3月末現在

(2) 現況と課題

《新規就農者技術習得センター》

- ・新規就農者の受け入れ施設で、研修室、宿泊施設を備え就農までの研修活動を行っています。
- ・施設管理はJAに委託して新規就農研修者の受け入れのほか、村内農業者への苗の供給や作業委託も行っています。
- ・法定耐用年数を大幅に経過していますが、大きな修繕が必要な箇所はありません。

(3) 管理の基本方針

- 現状機能を維持し、建物の修繕及び改修を行いながら目標使用年数まで継続利用することを基本とします。
- 点検・診断等により、危険性があると判断された箇所については、緊急的な修繕などを行い、利用者が安心して利用できるように安全確保を図ります。
- 維持管理費の削減に向け、運用面での工夫や設備における省エネ化策を検討します。

5. 学校教育系施設

(1) 施設の概要

【建物情報】

建物名称	延床面積 (㎡)	建築 年度	耐用 年数	老朽度 (%)	耐震 基準	耐震 診断	耐震化	避難所
赤井川小学校	2,933.41	1994	47	57	新	不要	不要	○
赤井川小学校物置	52.41	1994	38	71	新	不要	不要	
都小学校	2,179.00	1993	47	60	新	不要	不要	○
都小学校物置	33.12	1993	15	187	新	不要	不要	
赤井川中学校	3,389.70	1991	47	64	新	不要	不要	○
赤井川中学校物置	39.75	1991	15	200	新	不要	不要	
計	8,627.39							

※令和3年3月末現在

(2) 現況と課題

《赤井川小学校》

- ・小規模修繕のほか、大規模な改修は老朽化状況を勘案して実施しています。
- ・2018年度（平成30年度）に屋根の一部を改修したほか、物置の改修も実施しました。
- ・想定収容人数1,489人の指定避難所です。（校舎・体育館・グラウンド）

《都小学校》

- ・小規模修繕のほか、大規模な改修は老朽化状況を勘案して実施しています。
- ・体育館は照明の落下防止策が必要とされていますが、昇降式のため費用負担が大きくなってしまったため、対応が難しい状況です。
- ・想定収容人数1,106人の指定避難所です。（校舎・体育館・グラウンド）

《赤井川中学校》

- ・小規模修繕のほか、大規模な改修は老朽化状況を勘案して実施しています。
- ・2018年度（平成30年度）に軒天井の改修を行いました。
- ・想定収容人数1,659人の指定避難所です。（校舎・体育館・グラウンド）

(3) 管理の基本方針

○児童・生徒に安全で快適な学習環境を提供するため、また災害時において避難所としての機能確保を行うため、学校施設を定期的に点検し、改修・修繕が必要な箇所への対応を速やかに行います。

○小学校の適正配置に係る課題については、今後の施設改修時期や児童数の推移状況及び、保護者や地域の意向を踏まえて然るべき時期に総合的な検討が必要です。

6. 子育て支援施設

(1) 施設の概要

建物名称	延床面積 (㎡)	建築 年度	耐用 年数	老朽度 (%)	耐震 基準	耐震 診断	耐震化	避難所
赤井川へき地保育所	387.05	1998	47	49	新	不要	不要	
計	387.05							

※令和3年3月末現在

(2) 現況と課題

《赤井川へき地保育所》

- ・2016年（平成28年）9月に都へき地保育所を赤井川保育所に統合しました。
- ・建物に関して大きな課題はありませんが、敷地内の舗装や老朽化した外構施設の整備が必要な状況にあります。

(3) 管理の基本方針

○就学前児童に安全で快適な保育環境を提供するために必要不可欠な村内唯一の施設であることから、現状機能を維持し、建物の修繕及び改修を行いながら目標使用年数まで継続利用することを基本とします。

○就学前児童に安全で快適な保育環境を提供するため、施設を定期的に点検し、改修・修繕が必要な箇所への対応を速やかに行います。

7. 保健・福祉施設

(1) 施設の概要

建物名称	延床面積 (㎡)	建築 年度	耐用 年数	老朽度 (%)	耐震 基準	耐震 診断	耐震化	避難所
健康支援センター	1,214.00	2001	50	40	新	不要	不要	○
デイサービスセンター	599.81	1995	50	52	新	不要	不要	
デイサービスセンター車庫	103.68	1999	15	147	新	不要	不要	
計	1,917.49							

※令和3年3月末現在

(2) 現況と課題

《健康支援センター》

- ・高齢者の健康増進、女性の活躍等を目的とした施設で、集会施設として活用されているほか、役場の社会福祉・介護など民生関係の事務所としても利用されています。また、想定収容人数228人の指定避難所としての機能を有しています。
- ・建物に関して大きな課題はありませんが、設置から15年以上経過した地下燃料タンクや暖房等配管関係に関しては継続的に点検・診断を実施し、その結果に基づいて必要な修繕を行っていくことが必要です。
- ・施設の一部が電化の設備となっており、避難所に指定されているだけでなく避難所備蓄品の集中管理を行っているため、2020年度（令和2年度）に自家発電設備を設置しました。

《デイサービスセンター》

- ・デイサービスセンターとしての機能だけでなく、訪問介護事業所事務所及び社会福祉協議会事務所としても利用されており、高齢者自立支援サービスの拠点として重要な役割を果たしています。
- ・経年劣化により電気設備や機械設備に修繕が必要な箇所があるほか、毎年ボイラー周りの配管及びポンプの漏水が発生している状況です。
- ・令和4年度から指定管理方式による管理・運営を行います。

(3) 管理の基本方針

- 現状機能を維持し、建物の修繕及び改修を行いながら目標使用年数まで継続利用することを基本とします。
- 安心して施設を利用できるよう継続的に点検・診断を実施するとともに、点検・診断等の履歴を集積・蓄積することで老朽化対策等に活かします。
- 点検及び診断等の結果に基づいて施設の適切な維持管理を行い、施設の安全性を確保するための改修を優先して実施します。
- デイサービスセンターは、指定管理者による管理・運営に移行することにより、これまで以上に効率的な施設運営を推進します。

8. 医療施設

(1) 施設の概要

建物名称	延床面積 (㎡)	建築 年度	耐用 年数	老朽度 (%)	耐震 基準	耐震 診断	耐震化
赤井川診療所	373.84	1997	50	48	新	不要	不要
計	373.84						

※令和3年3月末現在

(2) 現況と課題

《赤井川診療所》

- ・建物に関して外観に大きな課題はありませんが、構造内部の配管設備等について継続的な点検・診断を実施した上での適切な維持管理を行う必要があります。
- ・2015年度（平成27年度）に地下配管の交換を実施しました。

(3) 管理の基本方針

- 現状機能を維持し、建物の修繕及び改修を行いながら目標使用年数まで継続利用することを基本とします。
- 村内唯一の医療機関であることから、改修などの対策を優先的に検討します。
- 医療を受ける人が安心して利用できるよう、継続的に点検・診断を実施するとともに、点検・診断等の履歴を集積・蓄積することで、老朽化対策等に活かします。
- 建物の安全性を確保するため、進行する老朽化に対し、適切な時期及び方法で必要な修繕を行います。

9. 行政系施設

(1) 施設の概要

建物名称	延床面積 (㎡)	建築 年度	耐用 年数	老朽度 (%)	耐震 基準	耐震 診断	耐震化	避難所
赤井川村役場本館・別館	1,240.13	1979	50	90	旧	実施済	実施済	
赤井川村役場本館	331.50	1994	50	54	新	不要	不要	
赤井川村役場車庫	252.02	1993	38	74	新	不要	不要	
建設車庫	79.50	1979	38	111	旧	未実施	不明	
建設車庫	62.50	1983	38	100	新	不要	不要	
旧都へき地保育所	214.00	1995	47	55	新	不要	不要	
計	2,179.65							

※令和3年3月末現在

(2) 現況と課題

《役場庁舎》

- ・1976年度（昭和51年度）に建設された旧耐震基準の建物で、2016年度（平成28年度）に耐震化改修を実施しました。
- ・2014年度（平成26年度）に暖房設備を電気暖房に更新したほか、2018年度（平成30年度）に塔屋部分の防水改修を行いました。
- ・本館は老朽化が進んでおり、屋根、屋上及び外壁に劣化がみられる状況です。加えて、本館の暖房エネルギーの効率に課題があるため、断熱性能の向上を図る改修を要します。

《建設車庫》

- ・除雪車、雪上車を格納する大型車庫です。
- ・1979年度（昭和54年度）に建設された建設車庫は旧耐震基準の建物ですが、躯体には問題がない状況です。

《旧都へき地保育所》

- ・2016年（平成28年）9月に赤井川へき地保育所に統合された施設です。施設の利活用については今後検討を行うこととなります。

(3) 管理の基本方針

- 役場庁舎は防災の拠点となる重要な施設であることから、今後も計画的に点検や劣化診断を行い、目標使用年数まで継続利用することを基本として施設の長寿命化を図ります。
- 建設車庫は現状機能を維持し、建物の修繕及び改修を行いながら目標使用年数まで継続利用することを基本とします。
- 旧都へき地保育所は適切な管理を継続しながら建物を存続しますが、今後、地域住民のニーズ等を把握し、存続・更新・廃止・複合化を検討します。
- 点検や診断結果等に基づき、維持管理・修繕を行うことでトータルコストの縮減・平準化に取り組みます。
- 点検・診断により、危険性があると判断された箇所については、緊急的な修繕などを行い、安全の確保を図ります。

10. 公営住宅等

(1) 施設の概要

建物名称	延床面積 (㎡)	建築 年度	耐用 年数	老朽度 (%)	耐震 基準	耐震 診断	耐震化
緑丘団地（9棟）	1,281.90	1971～ 1990	30	44～111	旧/新	実施済	不要
旭団地（3棟）	541.50	1977～ 1980	30	91～98	旧	実施済	不要
中央団地（8棟）	1,596.00	1982～ 1988	30	73～87	新	不要	不要
悠友団地（3棟）	1,255.74	2001	70	29	新	不要	不要
赤井川団地（2棟）	1,610.37	2014～ 2017	70	6～10	新	不要	不要
都団地（2棟）	1,013.95	1990～ 2016	30～70	7～44	新	不要	不要
桜団地（3棟）	1,644.95	1992～ 1996	45	36～41	新	不要	不要
教員住宅（9棟）	911.22	1969～ 2011	30	45～236	旧/新	実施済	不要
職員住宅（6棟）	1,236.67	1989～ 1994	45	57～68	新	不要	不要
寿住宅（6戸）	170.10	1974	22	214	旧	実施済	不要
一般住宅（10棟）	640.71	1935～ 1978	30	145～391	旧	実施済	不要
計	11,903.11						

※令和3年3月末現在

(2) 現況と課題

《公営住宅》

- ・赤井川村公営住宅等長寿命化計画に基づき、建物の建て替え・修繕を推進しています。
- ・旧耐震基準の建物は耐震診断の結果、耐震化不要と診断されており、公営住宅全ての建物が耐震性を有しています。

《寿住宅》

- ・建築年度が古く、老朽化が進んでいるため、取り壊しを検討しています。

《教職員住宅、職員住宅、一般住宅》

- ・全体的に建築年度が古い建物が多く、老朽化が進んできています。

(3) 管理の基本方針

- 公営住宅は、赤井川村公営住宅等長寿命化計画に基づき、長寿命化を基本として計画的に建物の建て替え・修繕を推進します。
- 教職員住宅は必要に応じて修繕を実施し、建物を適正に管理します。
- 一般住宅は老朽化が進んでいるため、入居状況を鑑みながら随時用途廃止を検討します。

11. 公園

(1) 施設の概要

建物名称	延床面積 (㎡)	建築 年度	耐用 年数	老朽度 (%)	耐震 基準	耐震 診断	耐震化
カルデラ公園舞台・休憩室	103.14	1987	17	200	新	不要	不要
カルデラ公園便所	28.15	1987	34	100	新	不要	不要
カルデラ公園管理棟	49.24	1999	41	54	新	不要	不要
みやこ公園管理棟	87.50	1995	50	52	新	不要	不要
みやこ公園休憩所	90.72	2012	17	53	新	不要	不要
都運動公園管理棟	90.00	1996	50	50	新	不要	不要
親水広場 トイレ	3.66	2005	7	229	新	不要	不要
計	452.41						

※令和3年3月末現在

(2) 現況と課題

《カルデラ公園》

- ・舞台及び休憩室は法定耐用年数を大幅に経過していますが、外壁の補修や屋根の塗装などの修繕対応を随時行っており、建物自体に大きな改修が必要な箇所はみられません。
- ・管理棟は外壁の補修やトイレ施設について軽微な改修を行っており、建物自体に大きな改修が必要な箇所はみられません。
- ・大型遊具があり、遊具の更新を今後検討していく必要があります。

《みやこ公園》

- ・パークゴルフ場（27ホール）、テニスコート（1面）の施設でしたが、パークゴルフ場は2016年度（平成28年度）に9ホールが新設され、36ホールになりました。
- ・建物は修繕対応を随時行っており、建物自体に大きな改修が必要な箇所はみられません。

《都運動公園》

- ・天然芝のサッカー場があり、6～9月に利用可能で、村外からの利用者も多くいます。
- ・管理棟は修繕対応を随時行っており、建物自体に大きな改修が必要な箇所はみられませんが、時機をみて和式トイレを洋式に更新する必要があります。

《親水広場》

- ・落合ダムにある公園で、指定管理方式により施設が管理されています。
- ・トイレは修繕対応を随時行っていますが、ソーラーパネルの更新を検討する必要があります。

《栗林公園》

- ・栗の木が植生している自然公園であり、施設はありませんが、樹木管理を主として行います。

《さくらの森公園》

- ・開村120年を記念して村民がさくらを植樹した公園で、今後、軽微な整備を行っていきます。

《山村広場》

- ・ 小学校のグラウンドとして利用されており、グラウンドとしての品質を保つため、数年ごとに土の補充を行っています。

(3) 管理の基本方針

- 現状機能を維持し、建物の修繕及び改修を行いながら目標使用年数まで継続利用することを基本とします。
- 敷地内にある設備の点検を定期的実施し、損傷が見つかった場合には速やかに対策を行い、公園利用者の安全確保に努めます。
- 建物の安全性を確保するため、進行する老朽化に対し、適切な時期及び方法で必要な修繕を行います。

12. 供給処理施設

(1) 施設の概要

建物名称	延床面積 (㎡)	建築 年度	耐用 年数	老朽度 (%)	耐震 基準	耐震 診断	耐震化
ゴミ焼却場管理棟	13.00	1990	15	207	新	不要	不要
一般廃棄物最終処分場施設	219.30	1998	31	74	新	不要	不要
計	232.30						

※令和3年3月末現在

(2) 現況と課題

《ゴミ焼却場》

- ・ 本村のゴミ処理は北しりべし広域クリーンセンターで実施しており、焼却炉を含むゴミ焼却場は2002年度（平成14年度）から利用していない状況です。
- ・ 焼却炉は解体に向けてダイオキシン類、アスベストの分析調査は実施済みですが、旧管理棟を含め解体には大きな費用が掛かるため実施を見送っている状況です。

《一般廃棄物最終処分場施設》

- ・ ゴミ分別等により廃棄物の減量化が図られたため、埋立地は2028年度（令和10年度）まで利用期限を延長して活用する予定です。
- ・ 管理棟は2017年度（平成29年度）にPLC機器の更新を実施しましたが、それ以外の機器には劣化がみられる状況です。

(3) 管理の基本方針

- ゴミ焼却場は時機をみて管理棟及び焼却炉の解体を行います。補助事業の活用など今後の制度改正等を注視し、解体費用の確保に努めます。
- 一般廃棄物最終処分場施設は、施設の埋め立て状況を鑑みながら利用期限の延長を図ります。
- 施設及び設備の劣化状況に応じて、長期的な視点で優先度をつけて改修を行います。
- 点検・診断等により危険性があると判断された箇所については、緊急的な修繕を行い、安心

して利用できるように安全の確保を図ります。

○村の重要なインフラとしての側面を持っているため、施設の稼働担保を優先の上、維持管理コストの削減を図ります。

13. その他公共施設

(1) 施設の概要

建物名称	延床面積 (㎡)	建築 年度	耐用 年数	老朽度 (%)	耐震 基準	耐震 診断	耐震化
赤井川火葬場	234.27	1992	50	58	新	不要	不要
計	234.27						

※令和3年3月末現在

(2) 現況と課題

《赤井川火葬場》

- ・外壁には経年による劣化がみられます。また、火葬炉は年間稼働実数が少ないものの経年による劣化がみられることから、点検・診断により計画的に更新・修繕を行っています。
- ・炉の点検、清掃は週2回程度実施しています。

(3) 管理の基本方針

- 現状機能を維持し、建物の修繕及び改修を行いながら目標使用年数まで継続利用することを基本とします。
- 今後も定期的に点検・診断及びメンテナンスを継続し、施設の長寿命化を図ります。
- 維持管理費の削減に向け、運用面での工夫や設備における省エネ化策を検討します。
- 建物の安全性を確保するため、進行する老朽化に対し、適切な時期及び方法で改修・修繕を行います。

14. 道路

(1) 現況と課題

道路は生活に最も欠かせない施設の一つですが、気候や交通量によって劣化の進行が一律ではないことや、村全域に網羅されていること等から個別の状況把握が難しい施設でもあります。

幹線道路網は整備水準が高い状況にありますが、今後も現在の水準を維持するためには、維持管理のさらなる効率化と整備路線の選択かつ重点化が必要となります。

(2) 管理の基本方針

- 全ての道路を同程度のサービス水準で維持することは困難であることから、優先度を評価し、住宅地や大型車の通行が多い道路等の主要な道路から、計画的に維持管理・修繕・更新等を行います。
- 日々の管理については、トータルコストの縮減を目指して定期的な点検・診断などの結果を活かした予防保全型の維持管理に努めます。

○点検・診断などの履歴を集積・蓄積し、維持管理・修繕・更新を含む老朽化対策などに活かします。

15. 橋りょう

(1) 現況と課題

本村では橋りょう64橋を管理しており、今後は建設後40年を経過する橋りょうが増えることから、老朽化対策や架け替えなどの費用が発生することが予測されます。

そのため、平成24年度に赤井川村橋梁長寿命化修繕計画を策定し、中長期計画的な視点で計画的に修繕を推進してきました。

令和3年度には赤井川村橋梁長寿命化修繕計画の見直しを行い、令和4年度から令和13年度を計画期間として橋りょうの点検・補修を順次進める予定となっています。

(2) 管理の基本方針

○計画の対象橋りょうについて、赤井川村橋梁長寿命化修繕計画に基づいて、順次補修・架替を推進します。

○定期点検に基づく橋りょうの健全度に基づき、低コストかつ長寿命化を図ることができる最適な修繕計画を立案します。また、コスト縮減のため新技術の採用等も検討します。

○点検・診断等の履歴を集積・蓄積し、維持管理・修繕・更新を含む老朽化対策などに活かします。

○点検・診断等は5年ごとに実施し、その結果を踏まえ修繕計画を見直します。

16. 簡易水道等

(1) 施設の概要

分類	建物名称	延床面積 (㎡)	建築年度	耐用年数	老朽度 (%)
赤井川地区	簡易水道赤井川ポンプ室	13.20	1961	34	176
	簡易水道富田ポンプ室	6.60	1978	34	126
	簡易水道母沢第1ポンプ室	6.6	1976	34	132
	簡易水道母沢第2ポンプ室	6.6	1976	34	132
	簡易水道西池田ポンプ室	6.60	1980	34	121
	簡易水道日ノ出第1ポンプ室	8.40	1984	38	97
	簡易水道日ノ出第2ポンプ室	5.50	1984	38	97
	簡易水道浄水場	44.00	2003	38	47
	簡易水道水源上屋	5.50	1992	50	58
都地区	簡易水道浄水場	64.00	1979	38	111
	簡易水道都ろ過池上屋	19.80	1977	34	129
	簡易水道都ポンプ室	13.20	1977	15	293
	簡易水道旭丘ポンプ室	6.60	1976	34	132
常盤地区	簡易水道浄水場	608.00	1990	50	62

分類	建物名称	延床面積 (㎡)	建築年度	耐用年数	老朽度 (%)
	専用水道調整室	16.50	1975	41	112
	専用水道浄水場	65.00	1992	38	76
	専用水道滅菌室	3.30	1975	41	112
池田地区	飲料水供給施設滅菌室	3.30	1970	41	124
	飲料水供給施設調整室	13.20	1970	41	124
	ろ過池上屋	29.16	1982	31	126
曲川地区	簡易給水施設浄水場	12.67	1992	50	58
落合地区	簡易給水施設浄水場	5.50	1994	50	54
計		963.23			

※令和3年3月末現在

(2) 現況と課題

曲川地区簡易給水施設浄水場は経年劣化が進んできているため、機器類の更新を含め、対応策を検討する必要があります。

また、水道管は経年劣化が進んできている点や、村内複数の地区に分散整備されていることから、維持管理のコストが掛かってしまうことが課題となっています。

水道施設は村民生活を支える重要なライフラインであるため、維持管理の徹底のほか、耐震化も含めた施設更新への取組が必要となっています。

(3) 管理の基本方針

- 公営企業として健全な経営のための取組を進めます。
- 維持管理・修繕・更新等の際には、コスト縮減のため、施設の統合や新技術の採用等を検討します。
- 水道施設は中長期的な利用停止は難しく、災害時に村民へ与える影響が大きいため、予防保全型管理に努めるだけでなく管路の耐震化を行うなど、水道の安定供給を担保するための維持管理を推進します。
- 日常管理については、トータルコストの縮減を目指して点検・診断等を行い、安全確保にも努めます。
- 点検・診断等の履歴は集積・蓄積し、修繕計画の見直しに反映するとともに、維持管理・修繕・更新を含む老朽化対策などに活かします。

17. 下水道

(1) 施設の概要

建物名	延床面積 (㎡)	建築年度	耐用年数	老朽度 (%)
あかいがわアクアクリーンセンター	1,152.85	1999	50	44
計	1,152.85			

※令和3年3月末現在

(2) 現況と課題

あかいがわアクアクリーンセンターは建設後20年以上経過しているため、ストックマネジメント計画に基づき、令和4年度から大規模な施設改修を行う予定です。

下水道管路はまだ法定耐用年数を経過していませんが、布設から20年以上の管路が全体の89.1%を占めていることから、いずれやってくる布設替えを計画的に実施し、費用負担の平準化を図っていくことが求められます。

(3) 管理の基本方針

○公営企業として健全な経営のための取組を進めます。

○下水道施設は衛生面や浸水対策面など、村民生活において重要な施設であるため、定期的な点検や施設改修による長寿命化などの施設整備を推進します。

○維持管理・修繕・更新等の際には、コスト縮減のため、新技術の採用等を検討します。

○点検・診断などの履歴は集積・蓄積し、修繕計画の見直しに反映するとともに、維持管理・修繕・更新を含む老朽化対策などに活かします。

18. 畑地かんがい施設（農業用水管路）

(1) 現況と課題

農業用かんがい施設として2005年度（平成17年度）に完成した総延長約75km、受益面積511haを確保する農業用水管路です。道営事業として整備され、完成後は施設が村に移管され、管理を行っています。

現時点では、農業用水の利活用に特に支障はありませんが、今後も適切な維持管理を行い管路の耐久延長を図る必要があります。

また、令和6年度から令和9年度にかけて管路を新規に布設し、畑地かんがいのエリアを拡張する予定となっています。

(2) 管理の基本方針

○維持管理・修繕・更新等の際には、コスト縮減のため、新技術の採用等を検討します。

○日常管理については、トータルコストの縮減を目指して点検・診断等を行い、安全確保にも努めます。

○点検・診断等の履歴は集積・蓄積し、修繕計画の見直しに反映するとともに、維持管理・修繕・更新を含む老朽化対策などに活かします。

第5章 推進方策

1. PDCAサイクルの推進方法

本計画の推進にあたっては、マネジメントシステムの基本であるPLAN(計画)、DO(実行)、CHECK(評価)、ACT(改善)のPDCAサイクルにより、個別施設計画の推進状況や本計画に掲げた数値目標の達成状況などを全庁的横断的な取組等によって評価・検証を行い、計画推進方法の改善を行います。

また、本計画の内容については、今後の財政状況や社会情勢の変化に応じて、適宜見直しを行います。また、公共施設等の適正配置の検討にあたっては、議会や村民に対して随時情報提供を行い、方向性の共有を目指します。

2. 推進体制

(1) 庁内の実施体制

公共施設の更新問題は全庁的に取り組むべき課題であるため、本計画の推進にあたっては組織横断的な取組を進めながら進行管理を行います。

また、基本方針の取組の中には、財政運営に関わる事項もあることから、中長期的な財政収支の状況に注視しながら、公共施設等の維持管理を推進します。

(2) 広域的な連携

いずれの自治体においても、社会保障関係や公共施設の更新に掛かる費用が財政面を圧迫していくことは、共通の認識としてすでに顕在化しています。今後は、行政運営においても個々の自治体で関連施策を推進していくより、近隣自治体あるいは国、道と連携して取り組む方が、各自治体にとってより効果的・効率的に施策を推進できることも考えられます。

現在、16町村により構成される後志広域連合では、介護保険事務をはじめ、し尿処理施設の管理・運営事務などの広域化の調査研究事務が実施されています。

基本方針の取組の推進にあたっては、さらなる広域的な連携の可能性も視野に入れながら、取組を進めます。

(3) 村民との協働体制

今後、本計画に基づき、公共施設等の再編などを進める場合には、施設利用者や村民への情報共有と対話を図り、施設の方向性の協議を行います。

3. 地方公会計制度の活用

当村では、平成27年度から、「統一的な基準による地方公会計」による固定資産台帳を整備しています。

今後も公共施設等を財政面からも適正に管理をしていくために、公会計システムの活用により財務諸表や固定資産台帳と整合性を図ることで、施設ごとの資産の状況や維持管理費の把握など、一貫した資産データに基づく施設マネジメントを推進します。

赤井川村公共施設等総合管理計画
《令和3年度改訂版》

令和4年3月発行

発行：北海道赤井川村

編集：赤井川村役場 総務課

〒046-0592 北海道余市郡赤井川村字赤井川 74 番地 2

TEL 0135-34-6211

FAX 0135-34-6644